

蚕糸業経営の史的分析

——埼玉県榛沢郡高島村正田家の場合——

高 梨 健 司

はじめに

本稿は、明治初期～中期における埼玉県榛沢郡高島村の正田家＝養蚕農民の生産＝経営構造の実証分析を課題とする。

戦前日本の基軸産業＝繊維産業である綿紡績業¹⁾と製糸業のうち、前者は労働手段＝紡績機械と労働対象＝原棉を輸入に依存していたのに対し、後者は殆ど労働手段＝製糸器械と労働対象＝原料繭を国内で自給していたことが特徴であったことについては改めて指摘するまでもないであろう。従来製糸業に関する研究実績²⁾は、該業が戦前期の日本資本主義に不可欠の重要産業＝輸出産業・外貨獲得産業であったことから戦前より蓄積がみられるが、原料供給部門の養蚕農民の経営分析については、極めて研究実績が乏しく、その実態が十分に解明されてはいない³⁾。特に対象期を明治期とする養蚕業＝養蚕・蚕種経営の実証分析を行った研究は、頗る限定される。しかも、研究対象地としては、かつて蚕糸業生産の中心地で、史料の残存状況が良好な長野県を筆頭に、福島県・群馬県などの伝統的養蚕地方に集中する傾向が強い。従って、養蚕業経営の実証分析を通じて、その歴史的特質を究明することは十分果たされているとはいえない研究状況にある。

幕末開港後、新興蚕種生産地として発展し、その後欧州蚕種市場の縮小・喪失と共に種繭養蚕から糸繭養蚕に転換し、主要養蚕県として急速な発展を遂げる埼玉県において、是迄個別養蚕経営の分析は、史料の絶対的不足とい

う残存状況に規定されて管見の限り皆無である⁴⁾。従って、本県養蚕農民の経営構造の具体的、実証的研究は、空白のままの状態である。

そこで本稿では、埼玉県の中で新興蚕種生産地・先進養蚕地を形成する高島村の生産動向を体現する正田家の蚕糸業生産＝経営の構造的分析を通じて、養蚕農民の小商品生産＝蚕糸業経営の実態把握とその販売＝流通機構の特徴を中心に、換言すれば関東畑作養蚕地帯における蚕糸業経営の歴史的、地域的特質の一端を明らかにしたい。

1. 高島村の農業構造⁵⁾

高島村（現・深谷市）は、埼玉県北西部に位置し、関東平野の中央部利根川沿岸の平坦地にある。同村は、自然堤防上にあり、水田を欠く皆畑の村である。近隣町村に、西は中瀬村、上・下手計村、血洗島村、滝瀬村、南は成塚村、新戒村、東及び北は利根川とその支流小山川を隔てて、県内の沼尻村、石塚村、明戸村、群馬県の二ツ小屋村、前小屋前、前島村、武蔵島村、尾島町などがある。高島村は、隣村の新戒村、成塚村共に明治22年の町村制施行に伴い合併し、新たに新会村を組織する。明治初年に高島村戸数133戸、人口668人（男317人、女351人）で、畑72町3反4畝歩、この内利根川に接する川原が約3分の2を占める。幕末開港後、河畔地の桑園化が進行する。「農桑を業とするもの」87戸、「縫織養蚕を業とする」婦女子228人であり、養蚕業従事者が3分の2を占める。農産物は、大麦120石、小麦39石、大豆17石8斗、藍葉4,000貫目、桑8,800駄、蚕種16,000枚、繭200石3斗1升、生糸6貫500目、生絹20疋、太織20疋などである。農産物価額の9割が蚕糸業品目で占められる。高島村産出の蚕種16,000枚は、県内最大規模の生産水準であり、明治初年において高島村農業生産＝経営の中心は、製種業であった。高島村戸数133戸のうち、耕宅地8反歩未満の下層・零細農民が8割を占め、

第1表 正田家の生産物販売収入（明治5～25年）

	蚕 種	繭 類	桑 葉	生糸類	絹織物	藍 玉	藍 葉	その他農産物
明治5年	215.38 ^銭	27.60 ^銭	151.38 ^銭	20.50 ^銭	円 銭	509.50 ^銭	円 銭	円 銭
6	537.08					398.00		
8	59.85	65.31				242.85		1.50
9	450.48	50.95	86.59					19.42
12	148.08	59.78				298.00		
13	33.30	91.50	115.60	111.00	55.78	150.00		11.00
14						388.00		
16		113.16		12.45	5.92		84.83	12.85
19		217.60		10.75	15.38		88.37	16.36
21		220.00		41.80				
22		329.57		8.50			81.61	
23		94.50	101.45	28.11	18.43		100.11	46.46
24		130.80	6.00	6.60			106.47	.97
25		(4.30)	95.55	52.00	10.40		127.25	30.77

(注) (1)繭類は繭・屑繭・出殻繭、生糸類は生糸・屑糸、絹織物は生絹・太織・斜子、その他農産物は大麦・小麦・大豆・小豆・菜種・牛蒡・種苗等の各合計。

(2)銭未満四捨五入。

(資料) 明治9, 13, 16, 19, 23, 25年「金銀出入覚帳」, 「辛明治四年 確証記 未十月吉日」, 「明治六年 判取帳 第八月日」, 「明治廿四年 柿志婦売上簿 七月日」, 「(明治二十一年) 養蚕日誌 豊玉社」, 「明治廿貳年 養蚕日誌簿 第四月日」, 「明治廿三年 養蚕日誌 四月吉日」, 「明治廿四年 養蚕日誌簿 第四月日」(正田家文書)より作成。

8反以上2町未満の中位農民が1割強, 2町以上の上位農民1割弱からなる構成であった。多数の下層農を含む全村規模での養蚕業が展開する。正田家は、明治5年に畑3町7反5畝21歩, 宅地4反5畝歩を所有しており, 村内第4位の上層農民である。

2. 正田家の農業経営と蚕糸業生産の特質

第1表は、正田家⁶⁾の生産物の販売収入動向を示したものである。同表から正田家の農業経営は、2つの時期に区分することができる。第1期：松方デフレ期以前, 第2期：松方デフレ期から日清戦争以前まで。

以下この時期区分に従って、正田家の農業経営、就中蚕糸業生産＝経営の

動向を具体的に叙述することにしよう。

(1) 第1期：松方デフレ期以前

第1期の正田家農業経営は、藍玉と蚕種の生産を中心に副次的に桑葉、繭、生糸、絹織物等がこれに続く⁷⁾。

幕末開港により資本主義世界市場に従属的に組み込まれ、日本資本主義＝経済構造・国内市場が「編制替」を迎える途上にあつて、商品作物＝農産物加工業主体の農業経営・構造、換言すれば「農工未分離」即ち自律的・自己完結の生産体系を維持しえた時期である。この生産体系・構造は、急速に崩壊することになる。

① 蚕種

幕末開港後の欧州向蚕種輸出の盛況に伴い、日本各地に蚕種生産地帯を作り出す。明治初年には我国の重要輸出品となり、生糸・茶と共に蚕種は、三大輸出品の地位を占めるまでになる⁸⁾。埼玉県は、幕末開港後の代表的新興蚕種生産地帯で、長野県に次ぐ全国第2位の蚕種生産県として発展する。埼玉県内において当地方は、蚕種主産地を形成する。この蚕種主産地の蚕種生産農民＝正田家の具体的な姿を明らかにしよう。

第2表は、正田家製造の蚕種販売高を示す。正田家の蚕種製造は、輸出向を主とする。同家の輸出向蚕種製造高は、養種価格の上昇を背景に明治5年の132枚から翌6年には279枚（勘五郎持込分10枚半を含む）へと倍増し、順調に生産拡大を続ける。但し、明治5年の正田家蚕種製造高は、後述するように蚕病が多発したため減少し、国内外蚕種合せても蚕種製造高は、170枚前後（——国内向蚕種価格を国外向蚕種価格の略半額と仮定して国内向蚕種製造高を算出）にとどまる。国内向蚕種は、正田家蚕種製造量全体の4分の1、価格では僅か15%にすぎない。翌6年の国内向蚕種は皆無である。輸出蚕種の販売単価は、明治5年の1円39銭から翌6年1円93銭に、蚕種1枚当

第2表 正田家製造蚕種の販売高（明治5～13年）

	輸 出 向			国 内 向			合 計			買 受 人	備 考
	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価		
明治5年	枚 132	円 銭 183.38	円 銭 1.39	枚 —	円 銭 32.00	円 銭 —	枚 132 +α	円 銭 215.38	円 銭 —	輸出：山口源衛（上手計村） 国内：安太郎、熊治郎	
6	279	537.08	1.93	—	—	—	279	537.08	1.93	(河) (治) 川田文次（中瀬村）	世話人・小沢雄次（村内） (正田) 勘五郎持込分代金20 円21銭2厘5毛含む
8	99	(47.00) 41.35	(.47) .42	80 8	16.50 2.00	.21 .25	187	59.85	.32	国内：戸塚登喜四郎（滝瀬村） 国内：久保田虎次郎（村内）	輸出蚕種世話人・持田勇次郎（村 内） 輸出蚕種代金は、諸掛入費差引額
9	215	450.48	2.10	—	—	—	215	450.48	2.10	武川六太郎（上州太田駅） 福田友胤（武州郡河原秋山村）	立会人・荻野清吉（新成村）
12	384	(173.38) 148.08	(.45) .39	—	—	—	384	148.08	.39	半田五郎平（横浜）	正田政五郎持込分20枚含む 輸出蚕種代金は、諸掛入費 差引額
13		31.10			2.20			33.30		国内：石丸某（新堀村） 国内：吉田庄二郎	輸出蚕種世話人・（持田）勇 次郎（村内）

(注) (1) 1円 = 1両 = 4分 = 16朱，銭1貫 = 10銭に換算。銭未満四捨五入。

(2) () 内の金額・単価は，諸掛入費加算額。

(資料) 『明治四辛 確証記 未十月吉日』，『明治十三年辰 金銀出入覚帳 第一月吉日』（正田家文書）より作成。

り54銭（比率にして約40％）上昇する。蚕種価格に見合った生産拡大である。明治6年『蚕日記覚長』（正田家文書）によると，同年の種繭養蚕において正田家の使用労働者は，家内10人（男7人・女3人），雇人6人（男3人・女3人），その他小雇5人（男2人・女3人）合せて21人である。両年の輸出蚕種の売渡し先は，近隣の下手計村・山口源衛と，中瀬村の川田文次——村方の小沢雄次（下層農）を世話人として——である。山口源衛は，入間県蚕種製造組合「利根川東組」第14番組世話役を務める有力蚕種業者であり，河田文治⁹⁾は当地方の代表的な蚕種商・製種家であった。河田はまた明治15年に「従来蚕種製造ニ従事専ラ海外輸出罷在候処…爰ニ組合ヲ設立シ戮カ同心尚一層精良品ヲ製出セン事ヲ冀望シ」¹⁰⁾て設立した蚕種製造組合の代表者である。

正田家の製種資金の借入先に横浜の蚕種売込商がいる。正田家は，明治6年5月横浜南仲通りに店を構える蚕種売込商・川喜田定兵衛と支配人の川喜

田茂兵衛より、桑畑2反歩を引当にして100両を借用する。川喜田茂兵衛は、横浜最大手の蚕種売込商・原善三郎に次ぐ有力蚕種売込商であり、明治4年には蚕種入荷量12万8千余枚を取り扱う¹¹⁾。また明治9～13年には生糸売込商として川喜田(川北)定兵衛は、21～43箇の生糸売込みを行う¹²⁾。次の史料は、正田家が川喜田家より借り入れた借用証文である。

借用証文之事¹³⁾

一金百 [㊤] 両也	但老円ニ付五厘日歩
此引当	
政五郎分	字中川原
一桑畑老反歩	千貳百九十貳番
政五郎分	同所
一桑畑老反歩	六百七拾四番

ノ桑畑貳反歩

右者当酉之蚕原紙調金ニ差支右畑引当入置借用[㊤]申処実正也然ル上者原紙五百枚調達
蚕種取上ケ次第貴殿方江差送其節成行ニ而御
売捌候而之利共御差引可被下候万一種不出来
之節者当八月十五日限り右地所証人方江引請
弁金皆済可致其為後日依如件

明治六癸酉五月八日

高島村借用人

正田善蔵[㊤]

右村証人

同 政五郎[㊤]

川喜田定兵衛殿

支配人

同 茂兵衛殿

前書之通り相違無之其二付致奥印居以上

準副戸長

持田半四郎[㊤]

借入金100両の抵当地は、高島村字(上)中川原の桑畑2反歩である。既述

の河畔地の桑畑化を実証する一例である。親戚の正田政五郎（上層農）を証人とし、同人の所有地をこの抵当にあてていた¹⁴⁾。正田政五郎家とは経営・生活資金などの融通のほか、生繭取引、藍葉取引、蚕種共同販売を行うなど両家は、緊密な間柄にある。この点後述。借用証では、正田家製造の蚕種を川喜田定兵衛方へ出荷し、成行値段にて売捌き、その代金の中から借用金の元利を差引くことになっていた。実際には近隣の蚕種仲買商に9月19日に売却し、その代金から元利合せて113両8錢3厘を10月11日に川喜田定兵衛へ支払っている¹⁵⁾。蚕種売込商（＝川喜田家）と蚕種生産者（＝正田家）の間の取引関係は固定的でなく、たとえ前貸金融によって債権・債務関係にあるとはいえ、蚕種取引は自由で両者間に支配・従属関係はなかった。しかも、正田家において蚕種売込商からの借入金は明治6年のみであり、蚕種輸出の最盛期に限られた蚕種生産者への融資であった。村内の蚕種製造者も正田家と同様に横浜（南仲通り）の輸出商・「川喜田定平」より土地を抵当に借り入れをしており、高島村の下層農・持田某は、同人へ5畝歩（地価20円）を質入れしている¹⁶⁾。

蚕種輸出の盛況を背景に、正田家では明治7年に桑園改植・拡大に乗り出す。同年3月8日に桑苗八日市3千本（取木苗）を代金27円にて県内の賀美郡石神村（現・児玉郡上里町）の藤尾伊四郎より購入し、翌月10日には桑苗十文字（取木苗）2百本（代金24貫文）を成塚村の林二郎から買入れる¹⁷⁾。遠方より取り寄せた桑苗八日市「千本二付九円」は高価である。明治20年代前半に正田家が購入した桑苗（青木蠶，市平，十文字）は、千本2円50銭～3円であった。高価な桑苗の買付けは、正田家が蚕種製造にかける意気込みを示すといえよう。桑畑1反歩に600本の桑樹が植付けられていたとすると¹⁸⁾、この購入桑苗3,200本は、桑畑5反3畝歩余の栽植面積に相当する。正田家の桑苗売却の形跡はない。

重要輸出品となった蚕種も「輸出最盛期」¹⁹⁾は、明治6年までであった。フランスの化学者、細菌学者のルイ・パストゥールによる病原の究明と母蛾

検査による微粒子病予防法の発明の結果、欧州の蚕種生産は回復し、外国蚕種に対する需要は減少しつつあった。輸出向蚕種の急増は供給過剰となり、明治7年には蚕種44万枚余の焼却処分という異例の事態が生じ、政府・府県の蚕種製造制限の下で翌8年の横浜集荷高は半分に減少する。

正田家の明治8年の輸出向蚕種製造は大幅に減少し、100枚を割る。輸出向蚕種を減らす代りに、正田家では国内向蚕種製造を拡大し、輸出向蚕種と略同数の88枚に増加する。こうした生産動向は、この地方一般に共通して生じた現象のようである。新戒村(上新戒)——蚕種製造組合「利根川組」第4号組——の蚕種製造者51名は、明治8年に蚕種製造高3,135枚のうち、輸出向と国内向の蚕種を略等しい割合で製造していた。正田家の明治8年国内外蚕種製造高187枚は、この利根川組第4号組の上位製造規模に匹敵する。正田家は、村内最上層の蚕種製造者であったと看做することができる。正田家の輸出向蚕種の販売単価は、国内向蚕種の約2倍の開差があり、良質の蚕種が海外に輸出されていてことが分かる。輸出蚕種は、村内の持田勇次郎(中層農)を世話人として輸出商へ販売し²⁰⁾、国内蚕種は80枚を近村の滝瀬村(現・本庄市)の戸塚登喜四郎^(次)へ、残り8枚を村内の久保田荒次郎(下層農)へそれぞれ売却する。戸塚登喜四郎は大蚕種商・大養蚕家であり、明治21年設立の養蚕改良結社・拡業会社の発起人の1人である。同人への国内売りは、信用取引の一種であった。明治8年11月17日に正田家の蚕種販売先・戸塚登喜四郎は、蚕種80枚の代金16円50銭の支払いに代えて、同額の借用証書を入れている²¹⁾。正田家との蚕種取引は、延払いである。この返済は翌12月30日を期限としていたが、明治10年10月23日までに「兩度=」10円返済するものの、残金6円50銭は正田家において「勘弁致シ済方候」としている。国内市場を取引対象とする蚕種商の経営基盤は、「養種本場」商人との競合に加え、過剰輸出蚕種の国内用への積戻しもあり、必らずしも強固ではなかったようである。蚕種販売世話人・持田勇次郎は、正田家と債務関係にあり、正田家から明治5、6年に20両、25両、8年3月には15円を借用する。翌年以

降においても30円前後を借り入れている。正田家は、蚕種商人に資金貸付を行い、彼らの営業資金の円滑化を図る役割を担っていた。

正田家は、蚕種生産制限の緩やかになった明治9年に215枚、3年後の12年には更に384枚（正田政五郎持込分20枚を含む）の輸出向蚕種を製造する。両年共国内向蚕種はなく、輸出向蚕種製造に集中・特化する。明治9年の輸出蚕種1枚当りの価格は2円10銭となり、明治5年以降において最高値を記録する。前年と較べて5倍の価格差が生じており、蚕種価格の変動が激しい。海外市場に依拠した蚕種は、投機性が強まる。既に正田家では蚕種高値を見越して明治9年に桑園改植・拡大に着手していた。同年4月24日に桑苗250本を「桑植代五拾銭」にて成塚村の川田近太郎に支払い、更に翌月1日には同人に「桑植代金二円」を支出する²²⁾。明治9年の正田家購入原蚕種については、同年6月30日に夏蚕種1枚（代金50銭）を買入れ、11月4日に蚕種3枚（代金6円）を村内の正田満太郎と村岡幸五郎を世話人として、新堀村（現・熊谷市）の岡田吉松より購入する以外に記録はなく、正田家の掃立蚕種は大部分が正田家手作種であったと思われる。

横浜に全国から集荷した山積の蚕種＝生産過剰に対する政府による明治7年の蚕種焼却から、翌年12万枚余、翌々年40万枚余の積戻し、更に明治10年の蚕種31万余枚の摺潰し、翌11年の蚕種18万枚余の摺潰しへと続く蚕種輸出の激動期を迎える。この時期に正田家では、明治12年に明治5年以来の最大の蚕種製造を行ったのである。正田家の生産条件の向上、即ち桑園改植・拡大を背景に蚕種製造規模を急増させたが、輸出向蚕種単価（蚕種1枚当り39銭）は、是迄の最低水準であった。

正田家は、明治9年製造の輸出向蚕種215枚を新戒村の荻野清吉²³⁾を立会人として、群馬県の太田駅（現・太田市）の武川六太郎と県内の那珂郡秋山村（現・児玉町）の福田友胤——乗合、若しくは福田は武川配下の仲買人——へ販売する。正田家は、立会人＝蚕種世話人・荻野清吉に輸出蚕種売却2日後の10月2日に「蚕種セハ礼」1円を支払う。正田家は、輸出蚕種215枚

の売却代金450円余のうち、内金として9月30日に150円を受取り、残金300円余は翌10月10日に蚕種と引替えに受取ることを約した「輸出蚕種売渡証券」²⁴⁾を武川・福田兩人に渡している。武川六太郎は、正田家との取引以外に県下において大規模な蚕種購入を行っている。明治12年製造の正田家輸出蚕種は、横浜弁天通り4丁目に店舗を構える輸出商・半田五郎平に販売しており、次に掲げる史料はその「売勘定書」である。半田五郎平は、「売口銭」として蚕種売却代金の5%に当る洋銀6枚7歩5厘を受取っている。

印紙 ㊤	売勘定書
㊤サビヨ 一蚕種三百八拾四枚	
㊤ 此代洋百三拾四枚四歩	
㊤ 内洋六枚七歩五厘	
㊤ 引ノ洋百貳拾七枚六歩八厘	
㊤ 此金百六拾四円七拾銭七厘	
㊤ 内金拾六円拾貳銭五厘	
	売口銭 貳匁五分ツゝ 進上 鉄道車
㊤ 金五拾銭	
㊤ 引ノ金百四拾八円八錢貳厘貳毛	
㊤ 右之通り仕切代金相渡シ	
此表出入一切無之候也	
明治十二卯年才十一月一七日	
	半田五郎平 ㊤
高嶋川岸 正田熊次郎殿	

正田家は、輸出蚕種に関して度々村内零細蚕種生産者と共同販売していた。明治6、12年の正田家の輸出蚕種の売却に際して、村内の蚕種生産者——正

田勘五郎（下層農）、正田政五郎（上層農）——は各10枚半、20枚を正田家に持込み、正田家手作り蚕種と共に相乗りの形で販売するという方法をとっていた。

正田家は、明治5、6年の蚕種「輸出最盛期」には近隣の蚕種仲買商に売却していたが、蚕種単価の急落する明治7、8年以降の蚕種「輸出混乱期」には販売先を仲買商人から輸出商に変え、仲買人＝中間搾取を排除するようになったのである。

正田家の蚕種製造は、帳簿上明治7、10、11年については明らかでないが、明治11年には蚕種製造に伴う出殻繭を8貫960目を売却していることから、蚕種は200～300枚製造していたものと思われる。同様に明治13年の正田家の内外用蚕種の製造枚数は明らかでないが、同年に出殻繭4斗5升（「五メ目フセ」）を売り渡しており、これを蚕種に換算すると120～160枚になる。この数量をもとに明治13年の蚕種単価を算出すると、蚕種1枚当たり約20～30銭となり、明治5年以降の最低水準にあった前年の輸出蚕種1枚当たりの価格をさらに下回る上に、明治8年の国内蚕種単価と殆ど変わらない。蚕種売却代金は国内外蚕種合せて僅かに33円30銭にすぎず、同年売却の絹織物代金55円78銭を下回る。輸出蚕種の価格上の有利性はなく、蚕種価格の暴落によって少なくとも明治8年及び前年の12年に引続き打撃を被り、蚕種製造は経営上採算に合わなくなっていることは明らかである。正田家の製種業経営は、大きな転換期を迎えていたのである。明治13年には明治8年と同様に村内の持田勇次郎を世話人として輸出蚕種の販売を行い、国内向蚕種については新堀村（現・熊谷市）の石丸某外1名に売り渡している。

改めて正田家製造の蚕種販売ルートについてみると、蚕種「輸出最盛期」には輸出蚕種は直接に又は小商人を介して、近郷の蚕種生産者でもある仲買商人に販売される。蚕種「輸出混乱期」を境に、販売先をそれまでの仲買商人から輸出商に変更し、中間搾取を排除するようになる。この輸出商のうちには在郷の仲次商人を使用して集荷したり、また買い集めに際して在郷人を

立会人としていた。蚕種「輸出衰退期」の明治10年代に入ると、横浜の輸出商人との直接取引も行われる。当地方には、さらに進んで蚕種輸出会社を結成し、直接外商に蚕種を売却する蚕種生産者たちも現れる。国内蚕種は直接「得意先種場」＝消費者たる養蚕農民に売り渡すのではなく、仲買商人、小売商人を対象とする近隣市場に売却していた。蚕種生産者＝正田家は、輸出蚕種、国内蚕種共蚕種商人支配の流通過程に組み込まれていたのである。

正田家は、明治13年を最後に蚕種業＝市場向蚕種製造を断念・放棄する。正田家居住の高島村では、蚕種の「輸出衰退期」に「蚕卵種製造結社」を組織し、輸出向蚕種の製造拡大と品質改善を図る一群の製種家＝中・上層農が存在する。明治11年6月高島村に設立の高濤精蚕会社（高島製蚕会社）がそれである。正田家は、この会社設立に参画していない。同社は、熊谷県蚕種製造組合「利根川東組」第10番組世話役を務めた有力蚕種業者・野村玄周を社長とする合せて17名から構成されていた²⁵⁾。同様の蚕種製造会社は、新戒村に荒木常四郎外33名によって明治12年9月に、また中瀬村には広産社（社長・河田十郎三²⁶⁾、副社長・斉藤三郎平）が明治10年3月にそれぞれ設立される。前者においては、新戒村の「蚕種製造会社」を母体として近隣製種家を糾合した輸出結社・有志会社（後に横浜出張所設立）を組織する。横浜売込商体制に対抗する製種家有志の糾合によって輸出結社を組織することにより、蚕種商人（横浜売込商・輸出商）支配下の流通過程を脱却し、直接外商（イタリア人貿易商）に販売する蚕種流通機構を構築したのである。しかし、有志会社は、蚕種直輸出を行った群馬県島村の島村勸業会社同様、松方デフレ期に活動停止・解散を余儀なくされる。1880年代中葉に成立する売込商支配体制は、蚕種業者の蚕種輸出結社・輸出機構及び直輸出（生糸を含む）の解体・消滅と不可分の関係にあるものと思惟する。

② 繭類

第3表は正田家製造の上繭、第4表は穴空繭の各販売高を示したものである。正田家における製種業経営時の繭類の売却は、穴空繭と生繭である。前

第3表 正田家製造の上繭販売高（明治8～24年）

	春 蚕 繭			秋 蚕 繭			主 要 販 売 先	備 考
	数量	金額	単価	数量	金額	単価		
明治8年	20,000	42.50	2.13				(2名)中野喜三郎(前小屋村), 正田政五郎(村内)	中野へロ入人・ハッ田熊太郎(村内), 生繭
11	25,000	56.55	2.26				(3名)増田拾平(前島村), 他村内・近隣村民	増田へ世話人・ハッ田熊太郎(村内), 生繭
13	14,000	52.50	3.75	15,000	30.00	2.00	(2名)大野文五郎(沼尻村), 今井嘉十郎(深谷町)	春蚕生繭販売先・大野へ世話人・笹井仙五郎(村内), 繭1石=10貫換算
16	14,000	38.50	2.75				尾島町	白生繭, 繭1石=10貫換算
	(33,750) 27,000	74.00	(2.19) 2.74				(2名)横田屋(新戒村)	青繭, 繭1石=10貫換算
19		175.50			40.60		(6名)横田屋(新戒村), 前橋商人, 他村内・近隣村民	春蚕生繭
21	(50,600)	220.00	(4.35)					春蚕上繭出来高90匁 上繭金1円=付2升3合相場
22	(86,400)	282.00	(3.26)					春蚕「上繭白72枚」を1枚=「1斗2升」換算
23	24匁	93.00	(3.23)				(1名)久保田四郎次(村内)	春蚕上繭出来高45匁目と24匁
24	51匁	128.00	(2.09)				(1名)桜井兵吾(深谷町)	春蚕上繭出来高93匁目, 世話人・川島忠平外1人

(注) (1)明治16年の春蚕繭数量()内の数値は、乾繭を生繭換算した数量。

(2)春蚕繭単価()内の数値は、換算数量からの推定値。

(3)主要販売先の()内の人数は、販売先総数。

(4)繭1石=10貫換算。銭未満四捨五入。

(資料)「辛明治四年 確証記 未十月吉日」,「明治十三年辰 金銀出入覚帳 第一月吉日」,「癸明治十六年 金銀出入覚帳 未第一月吉日」,「丙明治十九年 金銀出入覚帳 戌第一月吉日」,「庚明治二十三年 金銀出入覚帳 寅第一月吉日」,「(明治二十一年) 養蚕日誌 豊玉社」,「明治廿貳年 養蚕日誌簿 才四月日」,「明治廿三年 養蚕日誌 四月吉日」,「明治廿四年 養蚕日誌簿 第四月日」(正田家文書)より作成。

者に関しては、蚕種製造の際に蚕蛹が蛾に羽化して出た穴空繭=出殻繭と蚕蛹の体内で孵化した幼虫が繭を喰い破って外に出た穴空繭=蜜蛆出殻繭の2種類がある。明治8年に正田家製造の出殻繭は7貫550目、蜜蛆出殻繭1貫200目であり、後者の前者に占める割合は16%であった。明治11年においてもこの割合は17%(出殻繭8貫537匁、蜜蛆出殻繭1貫423匁)で殆ど変わらない。但し、明治5年においては数量は不明であるが、出殻繭代金18円35銭、「宇志出」即ち蜜蛆出殻繭代金9円25銭で、双方の間に約2倍の隔たりがある。穴空繭の取引相場は、出殻繭が蜜蛆出殻繭よりも2、3割高いことを考慮に入れるならば、明治5年の前者に占める後者の数量割合は明治8、

第4表 正田家の穴空繭売却（明治5～25年）

	種 類	数 量	金 額	売 却 先	備 考
明治5年	出 殻 繭		18兩1分・975文	角文（中瀬村）	
	蜜蛆出殻繭		9兩1分		
8	出 殻 繭	7貫550目	20,40.5.4	浅見常次郎（本庄駅）	1円ニ付370目相場
	蜜蛆出殻繭	1貫200目	2.40		1円ニ付500目相場
9	出 殻 繭	9貫20目	42.95.2	芳沢喜平・福田喜兵衛（尾島駅）	1円ニ付210匁相場
11	出 殻 繭	8貫537目	38.6.7	宮下勝造（前島村） 世話人・（古郡）慶二郎（村内）	1円ニ付225匁相場 12匁5厘高買
	（蜜蛆）出殻繭	1貫423目	5.27		1円ニ付270匁相場
12	出 殻 繭	11貫360目	60.	手代・坂上和吉（本庄駅） 世話人・斉藤東八（新井村）、持田亀十郎（村内）	1円ニ付190目ツゝ 21匁高買
13	出 殻 繭	4斗5升	9.	岡野元太郎（新戒村）	五匁目フセ
22	出 殻 繭	3貫	3.20		
23	出 殻 繭	2貫	1.50		
24	出 殻 繭	4貫目フセ	2.80	久保田四郎次（村内）	
25	出 殻 繭		3.30	久保田四郎次（村内）	

（資料）『辛明治四年 確証記 未十月吉日』、『明治十三年辰 金銀出入覚帳 第一月吉日』、『明治廿貳年 養蚕日誌簿 才四月日』、『明治廿三年 養蚕日誌 四月吉日』、『明治廿四年 養蚕日誌簿 第四月日』、『壬明治廿五年 金銀出入覚帳 辰第一月吉祥』（正田家文書）より作成。

11年の16,7%を遙に上回り、蜜蛆出殻繭の異常に高い数値を示すものであるといえよう。この年は蚕病が猛威を振り、その結果既述の如く正田家の蚕種製造は、輸出向132枚（国内外蚕種合せて170枚前後）にとどまったのであろう。

穴空繭の市場価格は、出殻繭が蜜蛆出殻繭を上回る。穴空繭の取引相場は、明治8年に「壹円ニ付三七〇目相場」、蜜蛆出殻繭「壹円ニ付五〇〇目相場」であり、明治9年には出殻繭「壹円ニ付二一〇匁相場」、明治11年出殻繭「円ニ二二五匁相場」、（蜜蛆）出殻繭「円ニ二七〇匁相場」、明治12年出殻繭「壹円ニ付一九〇目ツゝ」へと変動する。出殻繭と蜜蛆出殻繭の価格差は、明治8年に1.35倍、同11年には1.2倍の懸隔が生じていた。明治8～12年にかけて、出殻繭価格は上昇傾向にあり、この期間に凡そ倍増する。また出殻繭と蜜蛆出殻繭の相場は、高値推移の中で近接するようになり、銘仙

・紬等絹織物産地での原料需要拡大を窺わせる。明治11, 12年には、出殻繭の「高買」として余分に各12銭5厘, 21銭の上積みがされていた。出殻繭・蜜蛆出殻繭の売却先は、明治5～12年に本庄駅の浅見常次郎や坂上和吉（手代）、中瀬村の角文（河田文治^カ）、群馬県尾島駅の芳沢喜平・福田喜兵衛、前島村の宮下勝造である。穴空繭の村内購入者はなく、取引先はすべて村外糸繭商人である。町方糸繭商（本庄町・坂上）傘下の小商人・斉藤東八（新井村）と持田亀十郎（村内下層農）が世話人として出殻繭取引を仲介する。斉藤東八は、明治15年2月新戒村に開設の糸繭商結社・行正社の創立に参画する。前島村の宮下勝造には村内の下層農・古郡慶二郎が世話人として正田家との取引に介在する。明治13年以降出殻繭の取引は、新戒村・村内の糸繭商人となる。製種業経営時の正田家は、村外糸繭商人を經由した伊勢崎機業圏、本庄機業圏への原料（＝穴空繭）供給者と位置付けられよう。古郡慶二郎は、明治11年6月設立の蚕卵種製造会社・高濤精蚕会社に所属する。明治13年以降の正田家出殻繭取引先の岡野元太郎と久保田四郎次は、明治13年7月近村の上敷免村に開設の糸繭商結社・脩明社の社員である。

蚕種供給過剰に基づく政府・府県の蚕種製造制限の下で、明治8年に正田家では輸出向蚕種生産を大幅に減少し、国内向蚕種生産を拡大する一方で、生繭のままである販売（＝20貫）を試みる。正田家は、蚕種「輸出混乱期」に入ると蚕種価格の暴落からくる製種経営の打撃を回避・軽減するために、一方で従来の蚕種販売先の近隣仲買商から輸出商に変更すると同時に蚕種製造規模を縮小し、産繭での売却を一部行うようになったのである。しかし、生繭販売数量・金額共に穴空繭のそれを上回るとはいえ、この生繭単価（1貫当たり2円及び2円25銭、平均2円13銭）は、出殻繭の単価を下回り、蜜蛆出殻繭単価と変わらないか、若しくは若干上回る程度にすぎなかった。蚕蛹の有無を考慮すると、生繭と穴空繭＝出殻繭の価格差はこれ以上である²⁷⁾。生繭売却に伴う蚕種不足を補うためか、正田家は同年に村内下層農・正田某（正田家小作人）より「蝶」＝蚕蛾1,500組——平付蚕種15枚（種紙）相当——

を1円75銭にて7月2～4日に購入している。正田家の生繭売却は、明治8年以後も続く。明治11年には8年より若干増えて生繭25貫を売り渡しており、単価は3年前と較べて微増する²⁸⁾。しかし、この生繭単価（1貫当り2円25～35銭、平均2円26銭余）は、同年の出殻繭と蠶蛆出殻繭の単価（4円45銭余～3円70銭余）共に大幅に下回る。穴空繭の高値は、銘仙・紬等織物市場の発展に誘因されてのことであろう。

正田家の明治13年における蚕種業の大幅な縮小は、産繭販売と生糸・絹織物の製造拡大へと向かう。明治13年に正田家は新たに秋蚕飼育を導入し²⁹⁾、春・秋年2回の養蚕業を営むようになる。同年の正田家養蚕規模は、年間産繭量約10石（売却出殻繭³⁰⁾・生繭及び生糸、絹織物の生繭換算量合計）の生産水準にあり、春・秋蚕割合は、春蚕4分の3、秋蚕4分の1程度であったと推測する。同年の正田家産繭売却高は、春生繭1石4斗（代金52円50銭）、秋繭1石5斗（代金30円）である。春・秋蚕繭合せて2石9斗の年間売却繭数量は、同年の正田家産繭量全体の半分以下（約3割）であったと思われる。春蚕生繭の売却量は明治8年以降漸増するが、明治13年の春蚕生繭売却量は前々年比略半減する。春蚕繭売却の減少分は、生糸・絹織物製造に向けられていた。この点後述。正田家産繭の製種から製糸・製織用途への旋回・拡大が、秋蚕飼育導入と共に明治13年の正田家蚕糸業経営の特徴である。明治13年売却の生繭1貫目当りの価格（繭1石＝10貫換算）は、春蚕繭が3円75銭と記録的な高値を実現する。インフレ期の繭価高騰であった。正田家は、桑園改植・拡大に意欲を示し、同年3月に村内の西田勘之丞（零細農）その他から桑苗を購入し、合せて9円60銭を支出する。秋蚕繭単価は春蚕繭の約半分にすぎず、明治8年当時の春蚕繭と同一若しくは若干下回る値段である。出殻繭とも同一値段である。このため秋蚕繭は春蚕繭と略同じ売却数量であるが、売却代金は大幅に下回る。明治13年出殻繭売却量は蚕種製造高と比例して減少し、4斗5升到すぎないが、この1貫目当りの価格（繭1石＝10貫換算）は、前年比半分以下の僅か2円である。従って、出殻繭売却代金も9

円に大きく落ち込む。是迄好調であった出殻繭価格の急落である。秋蚕繭と出殻繭は共に単価2円で、同一価格である。明治13年のインフレ期頂には春蚕繭のみが高値を示し、価格面で秋蚕繭、出殻繭を大きく引き離していた。春蚕繭と秋蚕繭の品質差が両者の価格に反映し、2倍弱の大差がついていたといえよう。

明治13年に正田家の購入春蚕種は、下仁手村（現・本庄市）の橋本長四郎へ8月1日に2円（残金 α ）を支払っているのみで、春蚕種掃立は大部分が正田家手作種であったと思われる。但し、後述するように同年春蚕期には村内外から蚕虫を買い入れている。秋蚕種に関しては、春蚕種の場合とは異なり殆ど購入蚕種であったようである。新戒村の荻野清吉や成塚村（力太郎他）、大塚村などから、8月1日～15日風穴種1枚半（代金3円）のほか秋蚕種4枚（代金3円60銭）+ α 、代金合せて11円30銭を支出する。枚数と金額の明らかな風穴種と秋蚕種は、すべて荻野清吉から買い入れたものである。前者1枚1円50銭、後者1枚90銭であった。秋蚕種1枚90銭とすると、明治13年は秋蚕種10枚前後の掃立規模であったと思われる。秋蚕種の品質粗悪なため、秋蚕発展は後年のことであった。「秋蚕は〔明治〕二十年前後に於ては春蚕の残種を風穴に貯蔵したものを飼育せるか故に、失敗に帰したるもの多く、従って不信の状況を免れざりし³¹⁾」といわれている。正田家においても秋蚕種の大規模な掃立を行ったようであるが、結果は前述の如く数量・品質共に思わしいものではなかったといえよう。

正田家は、明治13年の春蚕期に村内・外から蚕虫を買い入れ、養蚕規模の拡大をはかった。養蚕規模の増大は、蚕種掃立高の増加以外に掃立以後の蚕虫購入によっても可能である。逆も同様である。正田家は、村内及び新戒村・手塚村（現・群馬県境町）などの養蚕農民から直接に、また一部は村内・外の零細農（八ッ田熊太郎・荻野清吉）を世話人として、1齡期から3,4齡期にかけて合せて57匁十 α （代金13円+ α ）の蚕虫購入を行った。蚕虫購入代金の約半額は、第1齡期に集中している。蚕虫売買は、孵化したばかり

の毛蚕だけでなく、稚蚕・中蚕（ないし壮蚕）の取引も広汎に行われていた。購入先の9名余の約半数は、中・上層農民である。蚕虫購入は、正田家では明治23、25両年においてもみられる。逆に明治20年には沼尻村の季五郎より購入の掃立蚕種飼養の一部——第2齡眠中蚕虫——を村内の久保田四郎次（中層農）に譲り渡している。養蚕盛業地においては養蚕農民＝中・上層農は、相互に蚕虫売買を通じて養蚕規模調整・変更を行っていたことがわかる。

生繭の販売先は、明治8～13年³²⁾に大部分が村外の糸繭商人である。大口取引先（生繭14～20貫・代金30～52円50銭）は、沼尻村の大野文五郎・前島村の増田拾平、深谷町の今井嘉十郎などの村外糸繭商である。前2者はいずれも産繭取引に村内世話人（ハッ田熊太郎・笹井仙五郎）が介在していた。大野文五郎は、明治15年2月新戒村に設置の糸繭商結社・行正社（資本金1万円）創設に参画する。零細取引先（生繭2～3貫・代金4円50銭～7円5銭）は、村内の金子初太郎と中瀬村の与惣である。後者との産繭取引には村内2名の世話人（安蔵・良岱）が仲介する。小口取引先（生繭10貫・代金20円～22円50銭）は、村内の正田政五郎と前小屋村の中野喜三郎である。後者との取引にはハッ田熊太郎が仲立ちをしていた。村外の在方糸繭商、特に県外の糸繭商人との取引には、いずれも村内世話人が介在する。大口取引先とは現金取引であるが、零細・小口取引先である村内の正田政五郎、金子初太郎及び前小屋村の中野喜三郎との生繭取引は、信用取引である。中野喜三郎については6月10日に22円50銭の「金子借用証書」（——利子15円に付1ヶ月25銭）を正田家に差し入れて、「十月十五日限り」の生繭代金支払猶予を得る。その後数度の現金と肥料（「ハタ樽三本」）での支払いと正田家の一部「利足勘弁」を経て、翌々年に完済する。正田政五郎（上層農）は、生繭代金を翌年10月10日に完済する。零細取引先の金子初太郎（下層農）は、内金として2円を支払い、残金後日払い——延払いとする。正田家の信用授与は、就中村内糸繭商に集中する。正田家はこの両名のほか、特に世話人として登場するハッ田熊太郎などに融資（生産＝養蚕資金、生活資金等）を屢々行っ

ていた。

明治13年まで正田家の繭類の売却収入は、100円を超えることなく、種繭養蚕中心の1870年代には50円前後で、明治13年に至り漸く100円近くに達する。正田家における糸繭養蚕中心の農業経営は、松方デフレ期以降特に企業勃興期に入ってから顕著となる。

③ 生糸

正田家製造の生糸売却は、明治5年の575匁（代金20円50銭）から同13年には一挙に5倍余の2貫979匁（代金111円）に増加する。この内春蚕糸が大部分の約8割を占め、秋蚕糸は約2割にすぎない³³⁾。この期間に生糸1貫目当りの価格は、35円65銭余から37円26銭余に4.5%の価格上昇——春蚕糸のみならば、1貫目糸価36円20銭余、糸価上昇も1.5%増にとどまる——をみるものの、繭量換算（生糸1貫＝繭1石）した生糸販売単価は、春蚕生繭販売単価と殆ど変わらず、寧ろ若干下回るほどであった。その上、外注の繭蒸し賃や出釜＝糸取り賃の支払いを考慮するならば、生糸製造は不利益を免れなかったであろう。正田家は、明治13年に生繭蒸し＝乾繭を村内の零細農・金子初太郎（——糸繭小仲間）に依頼し、「生繭フカシ」＝生繭蒸し賃1円を支払う³⁴⁾。この乾燥法が蒸殺法であるとすれば、阿蘇洲平著『座繰製糸論』（明治14年刊）に「武蔵上毛ノ両国ハ天日ニテ蛾ヲ殺スノ旧法³⁵⁾」と述べていることから、当地方の生繭乾燥の主流が天日干しである中で、当時としては進んだ殺蛹法といえよう。正田家では生糸の繰糸工程は、自家製糸³⁶⁾以外では村内の下層農・正田久太郎・松と成塚村の川田常吉・近太郎に賃挽きに出し、7月末より11月初旬までに糸取り賃合せて4円37銭5厘を支出する。製糸用原料繭と生糸製造の増大に伴う乾繭外部依存と出釜＝賃挽製糸の展開である。また正田家は、明治14年1月21日に「仕立ちん」10銭を上記の（正田）松に支払っている。正田家の残存史料で判明する限りで、川田常吉は明治9年に、川田近太郎は明治24、25年に正田家小作人である。正田久太郎は、明治16年以降正田家小作人である。出釜＝賃挽きは、地主・小作

関係を基盤にしていた可能性が高く、零細耕作農民、小作貧農層の農家経営に質挽業が農家婦女子による家計補充の支柱として付加する。その上、川田常吉に営業資金＝藍葉仕入資金、川田近太郎と正田久太郎に生活資金等を貸付けているほか、正田家は、川田近太郎と大豆、藍葉や炭、酒粕等の売買を行ったり、前述の如く同人に桑植代2円50銭を支払うなど農産物＝商品取引関係、雇傭関係にあり、正田家と密接な間柄であった。

生糸売却先は、明治13年にすべて在方生糸商であり、大部分を新戒村（木村留五郎・正田常作）、一部を村内（久保田四郎次・伊丹平太郎）各仲買人に売り渡していた。生糸取引は、取引額が30圓に満たない小口取引を主体とする。正田常作・伊丹平太郎両人は、明治15年2月新戒村に設置の糸繭商會社・行正社（資本金1万円）設立に参画する下層農民である。明治初年に県下の「生糸は概ね提造りで仲買人の手によって一半は外国へ輸出され、一半は内地用織物の原料として群馬・栃木及び関西地方へ販売されていた³⁷⁾」といわれる。蚕種業＝種繭養蚕全盛時の文久2年に、玉井村（現・熊谷市）の鯨井家では引子を雇入れて製造した生糸21貫760匁のうち、上州厩橋（＝前橋）生糸市場にて五勘之和市に8貫980匁（代金131兩3分）を、また寄居生糸市場にて上州駒形（現・前橋市）の高橋米蔵に1貫290匁（代金32兩）を、その他に上州境（現・境町）の中沢新兵衛・茂七に4貫500匁（代金62兩2分）、武州八幡山（現・児玉町）の浅見彦兵衛と坂本伝兵衛に5貫200匁（代金73兩2分2朱）、1貫790匁（代金25兩）をそれぞれ売り渡し、生糸代金合せて324兩3分2朱を入手する³⁸⁾。鯨井家は、生糸売却収入の7割（生糸量も略同様）を上州生糸商人から、残る3割を武州八幡山（一城下町）の生糸商人から取得しており、県外有力生糸商と県内の町方生糸商を生糸取引対象としていた。文久2年当時在方生糸商は登場していない。当地方において種繭養蚕から糸繭養蚕への変移・拡大と共に多数の村方・在方糸繭商人が輩出・成長し、県外有力商人・町方糸繭商人と競合・対抗するようになる。

正田家売却の生糸1貫目当りの価格は、輸出生糸価格と大差なく、明治5

年では67銭低いのみで、同13年に至っては逆に46銭高い程であった³⁹⁾。明治10年代後半以降次第にこの差が拡大するようになる。器械製糸の発展が、座繰製糸と製品＝品質格差を生じるようになった結果であろう。正田家では前述の如く、製糸業の不利益性から生糸製造を大幅に縮小して、明治10年代後半からは生糸製造に代わり、産繭の販売拡大に向かうことになる。正田家が生糸製造・販売を大幅に減少させつつも若干の生糸販売を行っており、この理由は春蚕糸と秋蚕糸、春蚕繭と秋蚕繭の価格差にあったといえよう。明治13年に秋蚕糸単価は、春蚕糸に較べ11.7%～23.6%高、平均13.7%高であった。春蚕繭と秋蚕繭の価格差については既に述べた通りである。このため秋蚕糸（繭量換算）は春蚕糸（＝春蚕繭）と異なり、秋蚕繭と2倍以上の価格乖離が生じており、秋蚕糸製造の相対的有利性から正田家の生糸売却は、その後明治19年頃まで秋蚕糸に限られていたのである。

本来生糸の価格は、生糸品質を規定する原料繭の品質と労働手段、製糸技術の巧拙などに左右されよう。製糸用原料繭の品質に関しては、蚕種類と飼育法の変更・改善が要求される。つまり、原料繭の高度化のために、蚕種製造に用いた青白種とこれに合致した飼育法＝清涼育から生糸製造に適した白繭種とその特質に適合した飼育法＝温暖育乃至折衷育への転換を必要とした。

「白質ノ青白ニ優ルコト伸力、強力、及纖維共ニ数等ナラン⁴⁰⁾」といわれるほど生糸・絹織物用原料として白繭は適していたのである。正田家は、明治20年に養蚕技術の改善を図るために他の村内養蚕農民と共に高島村蚕業組合を設立し、新戒村の荒木重平（＝豊玉館）より指導を受けることになる⁴¹⁾。養蚕伝習所豊玉館長・荒木重平は、明治21年6月に死去する。正田家は明治22年まで同館の技術指導を受けており——同年をもって豊玉館は閉鎖か——、翌23年に関しては、正田家の明治23年『金銀出入覚帳』に4月16日「教授員株金」20銭内渡し、7月1日「教示料」80銭渡す、12月4日「弘益コンシン会」＝弘益組懇親会に付き正田国太郎小使40銭渡す、との記述があることから、正田家は明治23年から村内に開設の弘益組養蚕伝習所に加入し、技術指

導を受けたものと推測できる。

製糸労働手段に関しては、正田家では明治13年7月5日に「ザクリ」(=座繰器)を代金68銭にて購入している⁴²⁾。この座繰器が正田家内部で使用されたものか、原料繭と共に賃挽き人に貸与されたものか明らかではない。何れにしても生糸製造の拡大に伴う労働手段=座繰器の不足から、急拠入手したのであろう。当地の改良座繰製糸は、新戒村・村岡嘉平の製糸経営以外にみられず、正田家では旧来の座繰器を用いた生糸製造にとどまった。正田家製造の生糸売却の減少は、座繰製糸の限界を示すものといえよう。正田家の養蚕技術の改善は、結局製糸家向けの製糸用原料繭の品質向上に資することになったのである。

④ 絹織物

『武蔵国郡村誌』記述の高島村産出の絹織物は、明治8年僅か生絹20疋、生太織20疋であり、1戸平均0.3疋にすぎない。埼玉県内において生絹・生太織生産村(379ヶ村)中過半の52%が1戸平均2疋以下で、5疋以下では88%の村が含まれる。埼玉・群馬両県においても1戸平均10疋以上を生産している村は、数えるほどしかなかった⁴³⁾。高島村に新戒・成塚両村を加えた新会村旧三村合せても絹織物生産は、生絹95疋、太織122疋にとどまる。蚕種「輸出衰退期」にあたる明治10年代前半に絹織物生産の拡大が進行する。

正田家の絹織物製造は、明治13年に小繭等を製した生糸を原糸とする生絹と玉繭・下繭等を製した生糸を原料とする太織の2種類で、前者10疋・562匁(代金35円85銭)、後者5疋(代金19円93銭)、合計15疋(代金55円78銭)の生産量である。正田家1軒で、少なくとも明治8年当時の高島村絹織物生産量の2分の1(生絹)から4分の1(太織)を占めるまでに増加する。他の農民も正田家同様、絹織物生産の増加を図ったであろうことは想像に難くない。明治13年が正田家最大の製織規模であった。生絹重量は、1疋55匁前後で、「手織」=自家製織1疋のみ66匁と稍重目である。生絹1疋3円25銭～4円10銭、太織1疋3円60銭～4円10銭であった。榛沢郡地方の生絹1疋

の量目は40匁から60匁迄（地域により70、80匁のものもある）で、50匁前後が最多であり、太織は1疋100匁内外であるといわれている⁴⁴⁾。正田家では、生絹10疋のうち、秋期（9月24日～11月16日）に半分程を自家製織とし、残る半分を賃織に出し、成塚村（「広助」、「お志やく」）及び近村の戸森村（「をとよ」）の賃織人3名に「キヌ織ちん」、「織物手間代」として製織後生絹売却の前日と数日前に合せて3円35銭を渡している。太織5疋の生産に関しては、賃織の形跡が史料上認められないため、晩秋～冬期（11月16日～翌年1月23日）に自家製織によっていたものと思われる。正田家では、絹織物生産の拡大と共に自給生糸による自家製織を中心にして、高島村近隣村へ新たに
出機＝賃機による製織を展開する。

正田家の絹織物は、すべて村内（伊丹平太郎）及び新戒村（木村留吉、木村留五郎）の在方糸絹商へ販売されている。在方糸絹商は在方生糸商と重複することが多く、商業活動の盛んな新戒村仲買人を主体とする。絹織物取引のうち、生絹の取引単位は2～4疋であるが、太織取引は取引規模が小さく、各1疋ずつの取引単位である。農閑期の自家製織＝副業的工業生産であることを示す。

次に太織原糸＝撚糸・真綿製造について触れておこう。正田家は、明治13年の3月4、19日、11月18日に「キヌヨリチン」、「糸ヨリちん」を村内（下層農・古郡徳三郎、倉上たけ）と成塚村（川田シャウ）の各賃撚人に合せて60銭5厘を支払う。高島村を中心に隣村の農家婦女子が晩秋～冬期に家計補充副業として賃撚り業に従事する。明治9年に正田家では「糸ヨリちん」を「新蔵母」——正田家小作人・倉上新蔵——に200目・22銭、「傘屋」に100目・10銭を払っており、糸撚り賃に変動がないとすれば、明治13年の糸撚り賃60銭5厘は、生糸換算600目前後（550～605目）、平均576目に相当し、太織生産量に略一致する。太織原糸製造工程＝糸撚り工程は、すべて外部に依存していたものと思われる。

明治9年には、糸撚りのほかに「真綿掛ちん」として村内賃掛人の「金子

初太郎娘ヒロ」に105目・15銭7厘5毛、「西ノセキ」に120目・22銭をそれぞれ支払っていた。真綿掛けの4分の3⁴⁵⁾が賃掛けによるもので、自家掛けは4分の1にすぎない。小糸繭仲買人・金子初太郎家は、娘ヒロ＝賃掛人を通じて正田家の真綿賃掛け工程を分担し、生繭蒸しと共に正田家蚕糸業経営の生産と流通の両面に携わる。明治13年には正田家史料に真綿賃掛けの記録はなく——明治13年以後真綿賃掛けは、継続してみられる——、賃掛率・賃撚率何れについても明らかでないが、明治9年においては賃撚率が生糸100目に付10～11銭、賃掛率は真綿100目に付15～18銭余であった。賃撚人・賃掛人には正田家小作人を含む。正田家の賃撚・賃掛業は、地主・小作関係を基盤とする一面をもつ。明治9年の糸撚り量から同年の太織生産量を算定すると3疋程になり、この太織3疋は同年に紺代支出がみられることから、自家用に消費したのであろう。若干の自家消費分を考慮に入れるならば、明治13年には正田家の太織生産量は倍増（対明治9年比）したとみてよいであろう。

絹織物業の拡大と共に、零細耕作農民、小作貧農層の経営内部に賃織業のほか、賃撚業、真綿賃掛業が家計補充副業として定置・展開するようになった。

⑤ 桑葉

正田家は、養蚕経営と共に桑作経営を併せ営み、余剰桑葉乃至不足桑葉の売買を行う。明治5、9年の正田家桑葉売却に関しては、『確証記』（正田家文書）にその記載をみるが、表示方法が一括形式（総額のみ—明治5年151円38銭、同9年86円59銭）であるため具体的にその内容を明らかにすることはできない。但し、明治9年『金銀出入覚帳』（正田家文書）から、僅かながら同年の正田家桑葉売りが個別に判明する。同年6月中旬に桑葉代15円余を村内中心に数名に売却（数量不明）している。その中で下層農・小暮定吉に桑代11円25銭、零細農・伊丹秀五郎に桑代1円（手付）にて売り渡す。また桑葉買主の久保田良岱は、6月12日に桑代手付として50銭を支払い、残金

1円を9月6日に渡している。同人は、伊丹秀五郎と共に信用取引であったとみられる。久保田良岱は明治11年の正田家の生繭売却世話人であり、明治7年に正田家より2円の時貸を受けていた。又前述の如く、明治13年に同人から正田家は蚕虫購入を行っている。下層農と共に零細・貧農層は、養蚕業に従事したり、小商人として生繭の仲次ぎ取引を行う。小暮定吉は、史料上判明する限り明治16,19年に正田家小作人である。蚕種の「輸出混乱期」から「輸出衰退期」にかけて、零細耕作農民の中には地主の手作経営を基礎として、或いは地主・小作関係を基盤として養蚕業の原料(桑葉)から製品(繭)に至る生産と流通両面に立脚する経営構造を形成する。

明治13年については、同年『金銀出入覚帳』(正田家文書)中の「入桑記」によって、6月初旬～中旬(壮蚕期=4,5齢期に相当)の正田家桑売り内容(春蚕桑)を明らかにすることができる。同年の桑葉売却代金は、115円60銭である。正田家の桑葉売却方法は、買主との直接取引を中心に、一部村内仲立人(世話人・ハッ田熊太郎)を媒介とする取引であった⁴⁶⁾。ハッ田熊太郎は、明治20年代に入っても正田家の桑葉売り世話人をつとめる。同人は、既述のように生繭取引世話人であると同時に、史料上判明する限り明治10年代後半から20年代にかけて正田家小作人である。明治13年においても正田家小作人であったと思われる。正田家は小作人を桑葉・生繭取引世話人とする一方で、桑(蚕)買入代金の貸与を行ってきた。明治9年5月7日に「桑代金=差支」えた正田家小作人・持田嘉市(下層農)に1円を「返済之義者当七月三十日限り」として融通する——但し、実際の入金は9月29日である。秋季穀物収穫後まで返済が遅れる——ほか、同年6月13日には正田家小作人・正田萬蔵(下層農)に「桑買入金=差支=而」1円を貸し⁴⁷⁾、また同年6月11日に「桑買入金=差支」えた村内の金子初太郎(零細農)に5円(「但シ利付」)を貸付けている⁴⁸⁾。金子初太郎は、既に述べた明治11年の正田家生繭買主=糸繭商人である。正田家は、明治8年にも6月4日に「桑買入金=差支」えた村内の高橋佐吉(零細農)に2円(「老円=付一ヶ月利老銭六厘

六毛ツ、」を「七月廿二日迄」貸与する。同人は高橋部屋＝雇人請宿を営む。高橋佐吉は、正田家よりその後も借用を重ね、利息分を支払いつつ「桑畑手間代」の相殺で明治13年に完済する。零細耕作農民は、生産＝養蚕資金の借用を労働力の提供によって返済にあてていたのである。正田家の村内養蚕農民に対する融資は、「桑買入金」のみならず、「蚕手当金」にも及ぶ。明治9年5月に金子初太郎（零細農）は「蚕手当金＝差支」え、正田家より「返済之義者新繭売払次第無相違元利返済可申候」として3円（「但シ利付」）を借用する。この返済は、金子飼養の繭1貫目を代金2円として元利金3円15銭から差引き、残金1円15銭を現金にて7月12日完済する。正田家は、同家小作人のみならず、村内零細耕作農民に養蚕資金を提供していたのである。また明治13年6月20日に正田家小作人・倉上新蔵（零細農）に桑葉3束（代金50銭）を売却する。正田家＝地主資金の村内還流を通じて零細耕作農民の養蚕経営を円滑にすると共に、小作貧農層の生産と流通の二側面に吸着する。正田家は、明治7年7月17日に明戸村の渋沢亀蔵に「糸繭仕入金」として「返済之義者…来ル十一月十五日限り」に10円（利子「金拾五円＝付一ヶ月式拾五銭」）を貸付ける。返済は遅れるが、翌年1月27日に元利共皆済する。正田家は、融資分野を拡大し、村外の糸繭商人に営業資金を融通する。蚕種「輸出混乱期」に入り、正田家より桑買入金（蚕手当金）のほか、糸繭仕入金の借用がみられるようになる。零細耕作農民の養蚕＝製種経営、糸繭商営業の逼迫が、地主資金の供給を仰ぐようになった。蚕種「輸出混乱期」以降製種家の経営規模縮小が、零細耕作農民の養蚕＝製種労働力提供と製種用生繭供給の機会を削減（更にはその繭価・労賃低下）したことから、零細耕作農民の農業経営は一層圧迫を受け、養蚕＝製種資金に事欠くようになったものと考えられる。

桑葉売却先は、村内（下層農・ハッ田要吉、零細農・持田富三郎、零細農・倉上新蔵）及び新戒村（上層農・荒木八郎治、下層農・木村善十郎）、成塚村（川田近太郎、川田玉吉）、手計村（儀三郎）、岡部村（重吉）、原郷村、

島村（田島弥四郎）などの高島村近隣諸村である⁴⁹⁾。桑葉購入者12名のうち、村内購入者は3名乃至4名で、他の8名乃至9名が村外購入者である。桑買主の大部分が村外者であった。高島村隣村の新戒村・成塚村の桑購入者はそれぞれ2、3名おり、さらにその周辺部の諸村に桑購入者4名が存在するという高島村とその隣接諸村を中心とした大凡深谷東部市域内の桑葉市場圏である。

桑葉取引単位は、「畑壹反三畝歩」、「畑六畝歩」、「畑三畝歩」といった畑売りと、「上桑拾八束」、桑葉「三束」又は「桑三本」という桑葉の重量取引であった。正田家の桑葉売却代金は、明治5年に151円余、同9年86円余であったが、売却内容の明らかな明治13年には6月7日頃より同月20日までの間に、桑購入者12名に桑畑2反2畝歩、桑7本、桑葉49束その他を115円60銭で売却する。最大の売却先は、新戒村の製種家で上層農民の荒木八郎治である。荒木八郎治は、入間県蚕種製造組合「利根川東組」第11番組世話役をつとめた有力製種家で、荒木重平と共に「県内の主な種屋⁵⁰⁾」であった。正田家は、荒木八郎治に桑「畑壹反三畝歩」を「比上桑代金五拾五円也」として、「内金」20円、10円を2回に分けて受取り、残金25円（「証文」成り）を売り渡しから凡そ1ヶ月後の7月11日に受領する。桑売却代金の約半額が後日払いの信用取引（但し、「八十三銭六厘」引の無利息扱い）である。零細耕作農民に対する桑葉信用取引に関しては、「内金」・「手附金」払い後の残金支払いは、数日後から数ヶ月後のことである。高島村下層・零細農民に対する桑葉売却については、倉上新蔵の零細取引＝桑葉3束（代金50銭）が現金取引である以外は、八ッ田要吉の「桑三本」代金5円、持田富三郎の桑葉代金3円に対し、各「内金」3円、「手附」50銭を払い、残金（或いはその一部）の支払いは、数ヶ月後（およそ3ヶ月～5ヶ月以上）であった。前述の如く、明治13年に正田家は、八ッ田要吉から蚕虫購入を行う。荒木八郎治に次ぐ正田家の大口桑売り先は、著名な「蚕種本場」＝群馬県島村の田島弥四郎であり、桑「畑六畝歩」（此上桑代金16円）を売却する。田島弥四郎

は、群馬県蚕種製造組合「佐位組」世話役をつとめた有力製種家である。田島弥四郎の買入桑の用途は、荒木八郎治同様製種＝種繭養蚕用であろう。ハッ田要吉と岡部村の重吉に桑葉売却を行った6月11、20日の桑相場は、「二円五十銭割」(桑1駄)の取引であった。桑葉買受人の半数にあたる6名が、桑葉代金5円から50、60銭の零細購入者である。この零細桑葉購入者の大多数が、高島村、新戒村、成塚村の3ヶ村に集中する。特に正田家所在の高島村に多く、正田家と小作関係を結ぶ機会の多い零細・下層農民である。この3ヶ村の周辺部諸村の桑買主は、凡10円前後以上の比較的纏まった取引規模であった。正田家の桑葉供給は、有力製種家の種繭養蚕用を主として、その他零細耕作農民の糸繭養蚕に向けられていたことが推測できる。正田家では、前述の如く明治8、9年に村内零細・下層農民4名に桑葉(蚕)買入資金として1～5円を融通しており、正田家の桑葉供給と合せて零細・下層農民による零細養蚕経営の広汎な展開を窺い知ることができる。

正田家は、余剰桑葉の売却にとどまらず、明治13年には桑葉買入を行っていた。同年6月9日に「畑六畝歩」を「此上桑代金拾九円也」で村内上層農民・笹井仙五郎より買付け、この内「畑三畝歩」を「代金九円五十銭」にて「原ノ郷」へ、残りの「(畑)三畝歩」を「代金拾二円也」にて手計村の儀三郎へ売り渡している。正田家は、この桑葉代金のうち6月9日に内金10円を相渡し、翌10日に残金9円を支払う。6月11日の桑樹伐採代50銭を正田家負担とする。正田家は、この取引によって2円の利益を得たことになる。この桑畑仲買取引は小規模な範囲にとどまるが、既述の出釜・賃機等による問屋制前貸形態の製糸・絹織物業展開と併せて次第に正田家の商人的性格を付与することになったといえよう。

(2) 第2期：松方デフレ期～日清戦争以前

第2期の正田家農業経営は、第1期に引続き養蚕業と藍業を主体とするが、

その内容においては変容し、繭と藍葉の生産を中心として桑葉、生糸、絹織物などがこれに続く。第2期は、前期の藍玉、蚕種製造から繭、藍葉生産へ転換した時期である。換言すれば、「農工分離」=農産物加工業の喪失と原料農産物供給者化への過程である。

正田家の農業経営規模は、農産物価格の下落した松方デフレ期に縮小する。即ち、農産物売却収入は、明治13年の500円台から200円台に6割減の急落である。松方デフレ期に正田家農業経営の主体である蚕糸業と藍業部門の後退、特に前者に関しては製種業の放棄と種繭養蚕から糸繭養蚕への転換に伴い、蚕種輸出の途絶する松方デフレ期を画期に産繭販売の拡大に向かうと共に生糸・絹織物の生産縮小が、製藍家から藍葉生産者への転換も加わり⁵¹⁾、正田家の商人的性格を払拭し、特用農産物原料供給者化への第一歩を進める。

① 繭

正田家の養蚕規模は、既述の如く明治13年に年間産繭量約10石（この内春蚕4分の3、秋蚕4分の1程）であったと推定されるが、同16年には凡そ9石程⁵²⁾（売却生繭、乾繭・生糸の生繭換算量合計）に若干減少したものである。明治16年に春蚕「白生繭」1石4斗（代金38円50銭）、「青繭⁵³⁾」2石7斗（代金74円）を売却する。正田家は、明治16年に蚕種製造に用いた青白種のほか、生糸製造に適した白繭種を飼育し、産繭販売量からすると春蚕期に3分の2以上が前者であった。明治10年代中頃には未だ青白種=青白繭中心であった。明治16年の正田家売却繭単価は、同13年の春蚕生繭単価1斗3円75銭から1斗当たり白生繭2円75銭に下落する。3割弱の価格下落である。青白繭の場合では4割強まで下落する⁵⁴⁾。埼玉県では、明治13～16年に産繭量は5.3%、生糸量27.2%の各減少にとどまるが、糸価（繭価は不明）は半減する⁵⁵⁾。正田家の青白繭価格は、埼玉県一般の糸価（多分繭価も同様）下落動向に近似している。白繭価の下落率の低さ、換言すれば市場価格の有利性が養蚕家を白繭種育成に導く合理性があるといえよう。

明治16年の正田家春蚕用の購入蚕種については、史料上記載がないため、

春蚕はすべて自家製造種＝手作種によっていたと思われる。同年の秋蚕繭売却は、正田家の史料上に現れないが、8月12～23日に秋蚕種を新戒村（荻野清吉、落合午房や）、血洗島村、深谷より購入し、合せて10円90銭を支出する⁵⁶⁾。この金額は、明治13年の秋蚕種購入代金に匹敵する。正田家では、松方デフレ下の農産物価格下落期に明治13年と同規模若しくは多分にそれ以上の秋蚕種を購入し、価格下落を補う掃立増を試みたようである。秋蚕繭売却が正田家の史料に記録がないことは（記載漏れの可能性も否定できないが）、後述する生糸・絹織物業製造に向けられたものと思われるが、それにしても生糸・絹織物数量は少なく、秋蚕は違蚕状態であった（値上りを待って次年度に持越したものでないと思えば）と考える方が妥当であろう。正田家の秋蚕繭売却は、第2期においては明治19年の僅か1度と少なく、秋蚕繭売却の恒常化は、明治30年代に入ってからのことである。明治10年代中頃に正田家の春・秋蚕種掃立高は、各10枚前後と考えられる。埼玉県において秋蚕種掃立割合が40,50%となるのは明治30年代後半以降のことであるから、明治10年代中頃においてはこの割合が遙に低い当時において、春蚕に略匹敵すると思われる正田家の大規模な秋蚕掃立＝飼育は、同家養蚕経営の特徴といえよう。

正田家の養蚕経営は、松方デフレ後の企業勃興期に拡大する。企業勃興期の正田家の蚕種掃立枚数（春蚕）は、明治20年に11枚⁵⁷⁾、21年14枚⁵⁸⁾、22年16枚⁵⁹⁾である。同家の明治21年「繭出来高」（春蚕）は、170貫目（内訳・上繭90匁、玉繭5匁、中繭12枚、ビショ繭5枚⁶⁰⁾）にのぼる。正田家は、上繭のみで100貫以上を収繭する大規模養蚕家であり、家族労働力のほかに年雇若しくは季節雇・日雇等の種々の雇傭労働力を用いる小ブルジョア経営である。明治22年の正田家産繭量（春蚕）は、141貫300目⁶¹⁾（上繭白72枚、切繭2貫500目⁶²⁾、出殻繭3貫目、青白繭5枚、中繭13枚、白玉繭4枚、下繭5枚）である。

明治21年埼玉県の養蚕農家1戸当りの平均収繭量と掃立量は、それぞれ18

貫、2枚にとどまる。埼玉県における一般的な養蚕農民は、家族労働力を主体とする零細経営である。正田家と一般養蚕農民との間には、経営規模と生産力において大きな格差が生じていた。明治21年の正田家掃立蚕種1枚当たり12貫余の収繭量は、『農事調査表』中の同年主要養蚕県11県平均7.6貫（繭1石＝10貫換算、以下同）、更には先進養蚕県の長野県9.3貫、福島県9.0貫、群馬県5.8貫をも遙に凌ぐ⁶³⁾。

近村の大規模養蚕経営の普及状況についてみると、新戒村と成塚村の養蚕経営の最大規模は、明治16年に春蚕掃立蚕種各10枚と15枚であった。先進養蚕県の中で養蚕経営規模（＝蚕種掃立枚数）が最大の群馬県においては、明治25年の春蚕掃立10枚以上の大規模養蚕農家は、同県養蚕戸数8万7千戸余の4.3%を占めるにすぎず、また群馬県碓氷郡原市町の明治21年春蚕戸数370戸のうち、掃立枚数10枚以上の大規模養蚕農家は全体の5%に満たない⁶⁴⁾。正田家の養蚕経営規模は、高島村近隣諸村或いは先進養蚕県＝群馬県の代表的養蚕村の最上位グループに匹敵する。種繭養蚕から糸繭養蚕への転換期に、正田家を中心に他の高島村養蚕農民と共に製糸原料に適う養蚕技術の改善—火力を用いた近代養蚕法の確立—を図るために、換言すれば蚕作の安定と繭品質の向上及び収繭率の増大を目指して高島村蚕業組合を設立した明治20年代初頭に、正田家の養蚕経営の安定的拡大が一先ず技術的に可能となったのである。

正田家の掃立蚕種は、正田家手作種（青白・白繭種）を使用するほか、村内及び近在の宮戸村（境野太郎製造種）、沼尻村（季五郎製造種）、血洗島村、武蔵島村、新宿村さらには信州・清水喜右衛（青白・白繭種）等から購入したものである。明治21、22年の正田家の春蚕手作種は5.5～6枚で、正田家掃立春蚕種全体の40%弱にとどまる。新宿村（現・児玉郡神川村）の蚕種は、近代蚕種業史上一時代を築いた木村九蔵＝競進社製造の蚕種と思われる⁶⁵⁾。信州種屋との取引は、史料上確認できる限り正田家においては、明治16年に武蔵島村の増田仙太郎を世話人として「掛合」2枚（代金2円）の購入を初

見とするが、明治19年より信州種屋との直接取引（蚕種製造家＝蚕種商人の新規参入）が始まる。但し、信州種屋からの蚕種供給は、数枚（春蚕種1、2枚～4枚）にとどまる。明治20年代に入り信州春蚕種の掃立枚数は減少していく。養蚕技術の改善指導を受ける明治20年より正田家手作種を一部残しつつ、県内特に児玉郡域（就中宮戸村・現本庄市）からの購入蚕種（春蚕—白繭種）が増える。秋蚕掃立蚕種については、春蚕よりも購入蚕種の割合が高いと思われる。特に明治16年には既述の如く秋蚕種購入に12円90銭（「掛合」種2枚を含む）を支払っており、秋蚕掃立は明治13年同様購入蚕種に略全面的に依存していたと考えられる。明治20年代に秋蚕繭売却は史料上確認できないが、正田家は秋蚕種購入に明治23年5円、同25年5円60銭（春蚕種代金を含む）を支出する。購入蚕種4、5枚に相当しよう⁶⁶⁾。正田家の秋蚕飼育に関しては、明治22年に秋蚕繭4貫560目、同玉繭2貫400目、合計6貫960目にすぎない⁶⁷⁾。秋蚕種掃立4枚とすれば、1枚当り産繭2貫弱と少なく、しかも玉繭の出来高割合が高く、秋蚕繭全体の約3分の1にも達する。秋蚕飼育は不安定な上に、上繭割合が低いという欠点をもつことになる。

明治16年の正田家製造の春蚕上繭売却量は、同13年の1石4斗から3倍強に急増する。更に明治19年には、春蚕上繭売却数量は不明であるが、春蚕上繭売却金額（＝175円50銭）では同13年に較べ3倍余、同16年に較べても56%の増加になる。企業勃興期の開始年にあたる明治19年に正田家の養蚕経営は、一層の拡大をみたのである。正田家製造の秋蚕繭売却金額は、明治13年から同19年の間に35%増にとどまる。正田家の春蚕を中心とした養蚕経営規模の増大は、秋蚕飼育を補う形で松方デフレ後の企業勃興期に進行する。正田家は、企業勃興期に前述の如く上繭100貫前後を産出し、上繭売却金額のみで200円以上、明治22年には300円近くにまでなる。日本最初の「恐慌」が勃発して企業の倒産が相次ぎ、生糸輸出量が半減した明治23年には、正田家の収繭は減少し、上繭73貫目余⁶⁸⁾（売却上々繭と売却未済上繭の合計）にとどまる。蚕籠数から明治22、23両年の変化をみると、明治22年の惣籠数350

枚から翌23年には惣籠数235籠へ、比率にして33%の減少となる。正田家は、明治23年春蚕当初の蚕種掃立は、前年に較べ手控えた模様である。正田家は、明治23、25両年に春蚕虫を購入し、調整を図った。正田家は、明治23年5月上旬～中旬に蚕虫(2～4齢各期の飼育蚕児)を村内零細農3名(正田久太郎、小暮定吉、村岡九十郎)から購入し、各人に3～5円合せて12円を支払う⁶⁹⁾。正田久太郎は正田家小作人であり、小暮定吉も明治10年代後半に正田家小作人であった。両名は正田家より時借、桑葉購入などを行っており、正田家との経済的結び付きが深い。翌々年には村内世話人2名(中農・久保田四郎次、零細農・村岡忠太郎)を通じて、5月下旬に持田国造より「春蚕買入代四円五拾銭」を支出・購入する⁷⁰⁾。明治24年に正田家の上繭出来高は、93貫目⁷¹⁾(他に玉繭・中繭14貫目、ビショ繭5籠産出)に回復する。

繭売却先は、1880年代に在方糸繭商の進出が著しく、県外の町方有力商人を凌ぐようになる。在方糸繭商は、新戒村の横田屋、高島村の久保田四郎次・飯島忠太郎などを代表格とする。久保田・飯島両名は、明治13年7月近村の上敷免村に設立の糸繭商結社・脩明社(資本金2千5百円)の構成員であった。久保田四郎次にみるように、糸繭商人の営業活動は、繭・生糸・絹織物の取引のほかに蚕虫の売買も行っていた。県外町方糸繭商は、殆ど尾島町商人、前橋商人に限られるようになる。正田家の乾繭販売は、農産物価格の下落した松方デフレ期の明治16年以後同24年に行われる。明治24年7月22日に上々繭51籠を代金218円にて、川島忠平外1人を世話役として深谷町の桜井兵吾に売却する。正田家において、6月12日が「大口上切」、6月15日「上(蔭)祝」であったことから、上蔭後1ヶ月以上経た7月下旬に売却した繭は生繭ではなく、乾繭と判断してよいであろう。前年の繭販売は、6月下旬であった。生繭の場合、通常6月中に売却されている。県外製糸家の進出と共に繭問屋を繭買入所として大規模な購繭活動を行うようになる1890年代以降に、県内町方糸繭商が有力な繭購入者として前面に現れるようになる。明治24年の正田家繭売却先の深谷町・桜井兵吾は、この嚆矢と位置付けられよう。

明治20年代前半は、取引単位が枚・簀であることが多いため、正田家売却の繭単価は限らずしも明確とはならないが、明治21年に上繭を220円にて売却した際の相場は、「上繭金壹円=付二升三合相場」であったことから、数量換算すると5石6升になる。1斗当り4円34銭という明治13年以来の記録的な高値である。翌22年には、上繭白72枚を282円で売却した時の量目は、「壹枚=付穀物壹斗2升入」であったことから、8石6斗4升となる。繭1斗当り3円26銭余である。前年比25%の繭価下落である。明治23年も前年と同様に容積換算比率を用いて算出すると、同年に上々繭24簀（代金93円）を売却していることから、1枚=1簀⁷²⁾として2石8斗8升となり、繭1斗当り3円22銭余である。上々繭は、上繭の中で特に品質の優れた繭であることから、上繭単価はこれ以下であろう。翌24年には、7月22日に上々繭51簀を128円にて深谷町の桜井兵吾に販売する。前年同様の容積換算比率を用いて算出すると、6石1斗2升となる。繭1斗当り2円9銭余である。前年比35%の繭価下落である。生繭換算して単価を算出するならば、この値段よりもさらに低いはずである。正田家において、売却繭単価は明治期を通じて明治21年の繭価はおろか、明治13年の繭価さえも上回る年はなかった。明治24年は大きな転機となる。諸製糸家特に長野県諏訪郡製糸家を中心とした繭価引下げ手段の行使が、すでに明治24年に、即ち生糸輸出量が500万斤を突破したこの年に大規模に行われていたことが窺われる。それは、取りも直さず養蚕技術の改善の成果が根こそぎ収奪されることを意味する。同時に養蚕経営のブルジョア的發展を阻害する大きな要因となろう。正田家の乾繭(=殺蛹乾燥)は、繭価引下げ手段の対抗策として行われたのであろう。諸製糸家による繭価引下げ手段の行使の背景には、横浜において明治24年「六月十六日新糸ハ……手合セアリタルモ未ダ買氣ハ薄ク沈着ノ市場ニ過ギザリキ⁷³⁾」という糸況不振が続いていたことが挙げられよう。その後正田家が繭を売却する直前の7月「15日頃ハ少シク行間ヘノ氣味ヲ呈シ商内ヒハ苦情多クシテ取組渋リ⁷⁴⁾」安値が続く中で、正田家の乾繭=対抗策が十分な効果をあげること

は困難であったといえよう。繭価引下げ手段を駆使して安価な原料繭を獲得するという方法によって養蚕農民を製糸家の蓄積基盤の中に組み込んでゆく1890年代以降、就中日清戦争後に正田家＝養蚕農民は、農業経営の上で困難な時代を迎えることになる。明治24年はその序曲といえよう。

② 生糸

正田家の生糸製造は、明治16年以降も継続して行いが、生糸売却量は1890年代前半まで明治13年水準を超えることはなく、最大でも明治21、25年の各1貫500目(代金38円)、1貫615目(代金52円)にとどまる。両年以外では1貫目に満たない200～300目乃至775目にすぎない。糸価は、松方デフレ期を含め1貫目当たり20円台後半から30円台前半を上下する程度で、第2期には終に明治13年の糸価を凌駕することはなかった。秋蚕糸は、松方デフレ下の明治16年に1貫目当たり平均26円余に低下(対明治13年比約40%減少)するが、企業勃興期の明治19年から23年に30円台半ばに回復し、春蚕糸の20円台半ばと格差が以前として続いていた。明治25年には春蚕糸は1貫目当たり32円余に上昇し、生糸売却量も1貫615目に増加する。正田家の生糸1貫目当りの売却価格は、明治10年代後半に輸出生糸の価格と4円42～97銭の差がつき、更に明治20年代前半には略9円前後の差額が生じるようになる。器械製糸に対する座繰製糸の限界である。正田家には生糸のほかに若干ながら玉糸⁷⁵⁾及び副蚕糸の熨斗糸、生皮苧の製出・販売もある。金額にして各年数十銭から数円の範囲内である。

賃挽人に関しては、正田家において明治16年5月17日に「糸トリチン」として25銭を明治13年同様村内の同家小作人・正田久太郎(零細農)の母親・松に支払った以外は、当期の記録には見当たらない。また同人には、明治14年1月21日と明治19年4月25日にそれぞれ仕立賃＝「仕立ちん」10銭、「糸代仕立チン」25銭を支出しており、着物(或いは羽織・袴等)の仕立てを依頼していた。正田家は、明治23、25、26年にも羽織・腹掛・股引等の仕立賃の支払いを行うが、この仕立人の氏名は不明である。生糸賃挽きの減少と正田

家小作人への収斂から、出釜＝賃挽きは、地主・小作関係を基盤とする展開が基本であったことを物語る。

正田家では明治16年8月17日に「ザクリ」(＝座繰器)を買入れ、代金として1円10銭を支出している⁷⁶⁾。明治13年に購入した座繰器価格の約1.6倍である。松方デフレ期に従来よりも高性能の座繰器を購入し、農業＝蚕糸経営改善の一助に役立てようとしたのであろう。明治16年に続いて正田家は、明治19年7月4日に新戒村の糸繭商・岡野元太郎より「ザクリ代三五銭」にて買入れている⁷⁷⁾。生糸製造量の減少と座繰器の調達・充実が出釜＝賃挽きを減少させ、自家製糸を増加させたことであろう。すでに玉井村(現・熊谷市)の鯨井家では、文久2年に近隣の川原明戸村(現・熊谷市)の大工・房吉より「ザクリ」4挺(代金6分1朱600文)を購入しており⁷⁸⁾、大工職人の製造による座繰器は次第に普及してゆき、座繰器の改良も進展する⁷⁹⁾。成塚村の川田兵治は、富岡製糸場その他を見学・研究した結果、明治11年に「一人繰の小製糸器械」を発明している⁸⁰⁾。正田家の明治16年以後の生糸製造は、製糸能率と良糸製出に優れた新型座繰器(或いは川田兵治発明の1人繰製糸器械)の使用によるものと思われる。とはいえ、正田家の生糸製造に用いる労働手段の更新は、器械製糸とは技術水準を異にする座繰器の範疇にとどまろう。零細・貧農層では高価な座繰器の購入は、大きな負担であったことから、正田家賃挽人の使用する自家用製糸器は、旧来の「胴取り」、「うしっ子」＝手挽製糸器又は旧型座繰器と推察する⁸¹⁾。

座繰製糸による提造糸は輸出用には歓迎されなかったが、器械糸と共に盛んに輸出されていた。明治15年の埼玉県産出生糸4,600個(1個9貫目)、この内海外輸出用の器械糸・座繰捻造糸750個、提糸2,800個、国内用生糸1,050個であり、国内向生糸は秩父織、川越の地縞織の経糸に供されたという⁸²⁾。埼玉県産出生糸は輸出向が大部分で8割近くを占め、国内向生糸は2割強にすぎない。各種生糸束装法の中で、当初その中心的地位を占めた「提造」は急速に姿を消し、上州においては早くも明治10年代に全く廃止されるに至る

が⁸³⁾、埼玉県では明治23年において生糸産額41,954貫のうち、「捻造」が最多の67%を占めるとはいえ、「提造」も18%の生産をみる。これ以外には「島田造」8%、「折返シ糸」6%、「鉄砲造」0.2%、「其外」1%である。埼玉県内では地域性があり、榛沢郡では「捻造」は同郡全体の19%にとどまり、「提造」が同75%をも占めていた。「折返シ糸」は7%にすぎない⁸⁴⁾。正田家では、榛沢郡内の生糸生産動向を反映して明治20年代に入っても「提造」は残り、明治22年に「サゲ糸」=提糸での売却がみられる⁸⁵⁾。その後改善され、明治30年に「折返」糸が生糸売却の中に現れる⁸⁶⁾。

正田家の生糸売却先は、殆ど村内生糸商（中農・久保田四郎次、零細農・飯塚和三郎）若しくは新戒村の生糸商（横田屋、零細農・萩原捨五郎）である⁸⁷⁾。松方デフレ下の明治16年には、糸繭商結社・脩明社加盟の久保田四郎次が正田家より生糸を一手に買入っていた。明治21年に正田家は、生糸1貫500目を売却（売却先不明）し、代金38円を受取るが、正金ではなく為替証書であった⁸⁸⁾。

③ 絹織物

明治初期に埼玉県域産出の二大絹織物即ち太織と生絹のうち、太織は4万反を超え、専ら半製品の生太織にかぎられていたが、秩父郡を中心に完成品の縞太織の生産が明治20年代に入り、急速に増加する。明治23年に縞太織は、埼玉県太織産出高40,684反の15%にすぎなかったが、僅々2年間で倍増し同25年には3分の1を占めるまでに増加する⁸⁹⁾。明治23～25年に埼玉県産出の生太織と縞太織の価格は、反当り1.7～2.3倍の格差があった。秩父地方では、明治14年開催の第1回府県連合共進会（開催地・八王子）などを契機に、生絹から太織、無地物から柄物へと転換が進み、明治20年代に入ると先進機業地・桐生からの職人招聘、縞物技術の向上が図られたのである⁹⁰⁾。埼玉県内では主に、秩父地方（後に入間郡地方も加わる⁹¹⁾）を中心に縞太織・銘仙（=完成品）生産、大里・児玉・比企郡地方の生太織（=半製品）生産という太織産出地域の分化が進行する。

正田家製造の絹織物は、太織のほかに生絹に代わって企業勃興期開始の明治19年より「尤モ糸質ノ善良ナル蚕糸」＝優良生糸を原料とする斜子が新たに現れる。生絹は、第2期において企業勃興期直後の「恐慌」年にあたる明治23年に4疋（代金7円83銭）を売却する以外にはみられない⁹²⁾。同年に斜子製織はない。太織は、玉繭糸や熨斗糸、紡績絹糸等を原糸とすることから、正田家において概ね各年製織を行う。太織製織規模は、松方デフレ期に明治13年比半減（＝2.5疋）するものの養蚕規模の拡大した明治20年代に入り5疋に再び増加する。産繭規模の拡大に付随して増大する玉繭、下繭等の産出とその利用である。太織売却単価は変動が激しく、松方デフレ期から明治20年代前半にかけて減少傾向が続き、明治25年に太織1疋1円90銭を底値として明治20年代末に上昇する。明治28年には太織1疋平均3円18銭まで回復する。但し、この太織平均単価は、明治13年のそれ（太織1疋平均3円98銭6厘）を超えるには至っていない。低繭価に規定されてのことであるといえよう。

明治23年の榛沢郡地方の生太織1疋の通常平均価格は2円10銭⁹³⁾（埼玉県平均では2円56銭⁹⁴⁾）であったとされ、同年の正田家の太織売却価格1疋平均2円12銭（2円～2円20銭）と近似している⁹⁵⁾。正田家の太織売却先である在方糸絹商の市場価格と乖離しない適正価格での取引といえよう。大里地方において農家婦女子が自家製生糸を地機（居坐機）を用いて副業的に生産する生絹や太織は、深谷町、熊谷町、寄居町の各市場から熊谷町に集められ、さらに東京、京都、大阪方面へ移出されていた⁹⁶⁾。

企業勃興期より始まる正田家の斜子生産は、同家の養蚕経営において白繭を用いた生産拡大の時期と合致する。蚕種製造時に使用した青白種と異なり、糸繭養蚕に用いた白繭種は、製糸原料即ち精良な絹織物原料に適した糸質優良、糸量豊富な特性を有する。正田家が企業勃興期に白繭種主体の糸繭養蚕経営と共に斜子生産を開始することは、斜子生産の中心地である入間地方⁹⁷⁾以外にも拡大していく嚆矢といえよう。斜子製織は、明治23年に入間

郡（高麗郡を含む）のみで埼玉県産出高27,067反の99.9%を占め、その他諸郡で22反を生産するにすぎなかった⁹⁸⁾。正田家の斜子製織は、第2期に史料上判明する限り各年1,2疋に限られ、価格の高騰した明治29年には3疋に拡大する。正田家斜子の売却時期は主として10～12月頃であり、農閑期の自家製織＝副業的手工業生産である。

斜子の価格は、明治23年に入間地方において1疋平均7円（「基礎建」）、生絹の2倍という高価格であった⁹⁹⁾。正田家が売却した斜子価格（1疋・平均）は明治19年6円65銭、同25年8円50銭であることから、その中間年の明治23年においては入間地方の斜子平均価格と大差無いであろう。斜子重量¹⁰⁰⁾が同一であるとすれば、正田家製出の斜子は、県内絹業地の中で機織り技術が進み、良質の製品が製織されていたといわれる入間地方並の品質をもった製品であったことになる。これは、白繭種の採用及び養蚕技術の改善と深く係るものであるといつてよいであろう。

第2期の正田家絹織は、明治16年度を除き自家製織のみで、出機＝賃織はみられない。明治16年度に正田家が売却した太織2疋半のうち、1反は自家製織、2疋が賃機によるものであった。賃織人は、正田家小作人・正田久太郎の母親・松であり、冬季の農閑期副業として明治17年1月4日に太織2疋「手間代」50銭を正田家より受取る。太織2疋の売却日と織賃支払日は、同一であった。太織売却後直ちに織賃が支払われていた。同人はまた、既述の如く正田家より原料繭の提供を受けて生糸を挽き、加工賃を受取る賃挽人でもあった。地主・小作関係を基盤にして出釜、出機が展開する。

松方デフレ真只中にあったこの年（＝明治16年）の機織賃は、インフレによる好況年であった明治13年の生絹織賃の半額である。この太織2疋の織賃50銭は、太織販売代金（＝7円28銭）の7%弱にあたる。この生産費（＝織賃）割合は、太織価格が相対的に高値であったため、明治13年の15%と比較して2分の1以下であった。松方デフレ下の織賃下落が、出機＝賃織に向かわせたのであろう。

正田家は、第2期に絹織物製出を目的とした原料の大量仕入はないが、絹織物用原料が不足した場合、村内糸繭商人・養蚕農民から僅かに繭・生糸の購入を行っていた。正田家は、明治19年に糸繭商・岡野元太郎より生糸46匁（代金1円35銭）を買入れるほか、同年に生糸購入のため1円20銭を支出する。明治23年には糸繭商・久保田四郎次より青白繭を買い、2円70銭を支払う。同25年には正田久太郎と川田近太郎より春・秋にそれぞれ生糸1貫目（代金3円）と繭1円を購入する。また同年に糸繭商・久保田四郎次より生糸36匁（代金1円10銭）を買入れるほか、生糸代1円を支出する。上記正田・川田両人は、正田家小作人である。

正田家は、第1期同様質織（＝出機）経営・質挽（＝出釜）経営と共に、主に自家産繭の真綿製造に係る質掛経営を併せ営む。真綿掛質として村内質掛人数名に明治16年58銭、同25年84銭をそれぞれ支払う。明治25年には正田家は、冬季農閑期に掛質として正田セキに3月22日48銭、零細農・倉上倉吉に2月29日36銭（絹綿120目）を支出した¹⁰¹⁾。後者の掛質は「三十割」、即ち真綿100目に付30銭の割合であった。明治9年の質掛率が真綿100目に付15～18銭余であったことから、明治25年迄の15、6年間で大凡倍増する。これに反し、明治25年の太織価格は明治13年（更に明治16年）に較べても半減する。太織価格の低下や掛質の上昇が太織製出減少に反映し、明治25年に僅か1疋の製織にとどめたのである。出釜、質機に加えて真綿質掛が地主・小作関係を基盤に村内零細農を巻き込んで展開する。

正田家製出の絹織物の取引単位は、史料上判明する限り明治13年より同25年まで太織1反～3疋（取引回数13回）、生絹1～4疋（取引回数5回）、斜子1～2疋（取引回数2回）で、合せて20回の取引のうち1反が1回、1疋13回、2疋2回、3疋2回、4疋2回である。絹織物1疋の取引が最多で、全取引回数の3分の2近くを占めていた。1回の絹織物取引量の少なさは、製織後直ちに現金化＝売却したことを示す。

正田家の絹織物売却先は、新戒村の横田屋や石塚村の坂田伊之吉などであ

る。何れも第1期同様在方糸絹商である。糸絹商との取引は、取引金額が数円から十数円の零細取引であった。

④ 桑葉

正田家は、自家栽培の桑樹を明治20年代前半に、同13年と略同規模の売却（春蚕桑）を行っている¹⁰²⁾。第2期には正田家自身の桑葉仲買人取引はなく、商人的性格は後退する。桑葉売却代金は、明治23年に桑畑（字上・下中川原）3反5畝歩余、桑17本、その他合せて101円45銭¹⁰³⁾、同25年には桑畑3反7畝歩余68円、桑37本19円45銭、桑葉16束余8円10銭、合せて95円55銭¹⁰⁴⁾である。

桑葉の売却方法は、明治23、25年において買主との直接取引を中心に一部村内「世話人」を仲立ちとする取引である。桑市場取引はみられない。但し、桑葉取引金額からすると、明治25年には7割が後者の仲立取引によるものである。明治20年代に入り仲立人が介在する桑葉取引に数十円という高額な取引が出現する。養蚕業における経営面積と経営規模の齟齬、即ち養蚕経営の拡大に伴う桑葉不足が仲立人を介した桑葉取引を一層促したものと思われる¹⁰⁵⁾。桑葉の取引単位は、明治25年『金銀出入帳』（正田家文書）中の「上桑売渡之覚」によると、「字上中川原 畑壹反五畝歩」、「畑三セ割」といった畑売りと「ワタヤノ浦畑三本」、「畑登戸浦南アセ桑」、「切込桑拾束」、「畑六束」といった重量取引である。同年の正田家において桑葉重量取引は、桑樹1本乃至数本～十数本、桑束数束～10束といった零細取引であり、買主と正田家との相対取引（＝直接取引）である。金額にして数十銭から数円の範囲内である。桑畑売りについては、殆ど正田家と買主との間に仲立人を介した数円～数十円の比較的規模の大きな取引であった。

「恐慌」の年にあたる明治23年においては零細農民は養蚕業を手控えたためか、翌々年に較べ桑葉取引規模が大きく、明治25年には零細な重量取引が増加する。明治23年には5月1日～6月6日に凡7名に主に桑葉取引金額10～20円台、最大25円の売却規模であった。同25年には5月31日～6月10日に

19名に売り渡しており、31円、26円の大口桑葉取引がある一方で、取引金額の大多数は2、3円以下の零細取引である。正田家の養蚕日誌を参考にと、正田家の桑葉売却は、明治23年は蚕児发育過程の2齢期から5齢期にかけて、同25年には壮蚕期の4、5齢期に集中している。壮蚕期は蚕児が桑葉を最も多く食下し、特に5齢期には全食下量の約8割を占めている¹⁰⁶⁾ため、この蚕齢期に桑葉購入者が殺到する。桑葉買主には少数の桑葉仲買人を含むことが考えられるにせよ、村内桑葉買主の多数が零細・下層農民であり、種繭養蚕から糸繭養蚕への転換と共に桑葉不足を買桑によって補う零細規模の養蚕経営が明治初期にも増して展開していたといえよう。

桑葉の売却先は、村内を中心に妻沼村、奈良村、明戸村などの近隣諸村である。正田家と買主との桑葉取引は、資料上判明する限り殆ど年毎に変わり、固定的・継続的な取引関係にはない¹⁰⁷⁾。第1期に較べ、村内(高島村→新会村)への桑葉供給の拡大と群馬県域(島村)及び埼玉県榛沢郡域(岡部村、原郷村、手計村)から埼玉県旌羅郡域(妻沼村、明戸村、奈良村)への桑葉市場圏の深化・移動は、新会村=養蚕村の確立・発展と旌羅郡の養蚕業拡大(一桑作業と養蚕業の乖離)に求められよう。旌羅郡では養蚕業=産繭量の急速な増加が進む中で、桑園面積の増大テンポは緩慢で桑葉の絶対量が不足する傾向にあったのである。

明治23年の正田家最大の桑葉売却先は、村内の中農・久保田四郎次を世話人とする村内上層農民の古郡東作である。正田家は同人に字上中川原の桑畑「壱反五セ歩」を20円にて売り渡し、手付金5円を5月30日に、残金15円を6月6日に各受領する。明治25年の正田家最大の桑葉売却先は、前々年同様久保田四郎次を世話人とする村内上層農民・古郡亀吉外1名(乗合カ)である。正田家は、同人に「上中川原畑壱反三畝歩」を「此上桑代金三拾壱円」にて売り渡し、「内金五円」を5月31日に受取り、残金26円「六月廿日限り」とする「書証」(「但シ無利子」)となし、売却日より約1ヶ月後の7月1日に残金受領する。零細桑葉購入者の代金支払方法は、主に「内金」支払い後、

残金を6月末若しくは7月始めの産繭売却後に清算するもので、その他夏・秋穀物収穫後払いなどの信用取引が大部分で、即日払い＝現金取引は少ない¹⁰⁸⁾。

桑葉買主の中には正田家小作人を含む。明治23年の桑葉購入者・大沢仲次郎（明戸村）は、明治20年より正田家から畑1反1畝8歩を小作料6円にて借り受けている。この小作地の所在地は利根川堤外（字下中川原）にあり、桑畑と想定してよく——正田家の『所有土地名寄帳』に大正4年時点において桑畑と明記——，桑畑小作地において栽培した桑葉では十分でなく，地主＝正田家より不足桑葉（＝桑畑）を購入したのであろう。大沢は，購入桑畑（＝桑葉）7畝歩代金12円50銭のうち，手付金3円を5月18日に，残金9円を5月24日にそれぞれ支払う。この桑葉代金は，上記の同人小作金の2倍余にあたる。小作養蚕経営が地主＝正田家の桑葉供給を媒介にして展開し，地主による生産・流通過程における二重の搾取関係としてあらわれる。正田家の小作人への桑葉売却は明治23年以外にもあり，翌24年には村内の正田家小作人・川田近太郎に5月27日桑樹10本（字下中川原桑畑1反3畝歩の内西より），代金6円にて売り渡している。その際正田家は，手付金3円（この内1円は時貸分）を受取り，残金は「出来繭約定也」とする¹⁰⁹⁾。正田家は残金を6月29日に受取っており，産繭売却後の桑葉代金決済である。この桑葉代金6円は，川田近太郎の小作金2円57銭（小作地・字下中川原畑5畝14歩）の2倍強に相当する。正田家と川田近太郎との桑葉取引は，正田家小作人となった明治24年が初見であり，それ以前には残存史料上両者間の桑葉取引はみられない。明治25年には，正田家小作人の正田久太郎（零細農），福島勝平（零細農）も正田家よりそれぞれ6月9，10日に桑5本（代金1円75銭），端縁畑（代金1円50銭）を買入れる。福島は，10月19日に桑代1円50銭（「外＝十銭利子」）を支払う。正田家小作人の正田久太郎（現物納小作地＝普通畑，宅地）を除き，大沢仲次郎同様に川田近太郎，福島勝平何れの小作地も桑畑と考えられる小作料金納の堤外劣等地＝字上・下中川原の砂礫開墾地

(——正田家の『所有土地名寄帳』に大正4年時点において桑畑と明記)であり、正田家と上記小作人の間は、小作養蚕経営に不足する仕蚕期給桑を地主＝正田家から補充する関係にある。正田久太郎は、明治10年代後半には正田家より「桑畑」小作地を借り入れていた。明治23年の桑買主・小暮定吉(零細農)は、残存史料上判明する限り明治16, 19年に正田家小作人であった。明治29年には正田家小作人の倉上善太郎が桑葉購入者(桑代3円)として存在する。地主・小作関係を梃子に桑取引が発生していたとはいえ、明治23年から同25年にかけて正田家小作人14～16名のうち、正田家からの桑葉購入者は1, 2名であり、比率にして10%内外にすぎない。従って、この時期に小作人に対する地主＝正田家の桑葉購入圧力乃至強制力が働いていたとは考えにくい。

正田家の桑売世話人(何れも新会村民)は、明治23年に2名、同25年には4名おり、この大部分は零細・下層農である。桑葉仲立業は、養蚕業の拡大・深化と共に養蚕村において零細・下層農民の生計補充副業として機能していた。両年共に正田家の桑売世話人であったのは久保田四郎次と野村多七であり、後者が各年2名宛を仲立ちする以外は、桑売世話人何れも1名(乗合を含む)を仲介するだけである。桑売世話人のうち、正田家小作人でもあるハッ田熊太郎が唯一明治13年に引続き世話人として登場する。ハッ田は、明治30年代においても正田家の桑売世話人を務める。桑葉売世話人の1人、野村多七(零細農)は明治25年6月10日に桑葉6束(代金40銭)を正田家より購入する。また桑売世話人の笹井庄太郎(下層農)は野村多七と共に明治37年に正田家小作人である。桑葉仲立人の取引金額は、数円から数十円であった。

正田家では明治25年に4人の桑売世話人に「桑売払礼」として桑葉代金完済後(ハッ田については桑売世話料支払日不明)に久保田四郎次に50銭、野村多七30銭、笹井庄太郎30銭、ハッ田熊太郎に白米5升をそれぞれ渡している。桑売世話料は、桑代金の2%前後といったところである。正田家は、明

治23年に桑売世話人の久保田四郎次に桑売世話料と思われる支払いを行っている。同年6月14日に中瀬村にて買物の中より反物（代金75銭）を久保田四郎次に「礼」として支払う。同人の桑代金に占める桑売世話料は4%弱と高い。これは、桑売行き不振の不況年に際会したため割高となったのであろう。久保田四郎次は中層農であり、明治13年7月近村の上敷免村に設立の糸繭商結社・脩明社（資本金2,500円）に加盟した富裕な糸繭商でもある。彼は、明治23、25両年において正田家の産繭、出穀繭の購入者であり、これ以前にも正田家では同人に繭糸の売却を行っていた。久保田は、また明治25年に正田家の藍葉売世話人としても登場する。糸繭商・久保田四郎次は、正田家とは繭糸取引のほか、桑葉仲立業を通じて桑園経営と係わりをもち、その桑葉取引金額が他の仲立人よりも大きいことが特徴的である。久保田の桑代金に占める桑売世話料は、明治25年に他の仲立人のそれに較べ最も低く、しかも明治23年には世話料が75銭相当の反物という現物であることから、同人の桑葉取引仲立業は、糸繭売買業の補完的役割を果たすにすぎなかったものと思われる。尤も久保田四郎次は、明治25年に正田家の藍葉売世話人（明治36年も同様）、蚕虫買入世話人としても現れており、各種農産物の売買・仲立業を手広く営む村内有力商人である。

正田家は、第1期と同様に第2期においても、同家小作人ほか村内養蚕農民に桑葉購入資金を提供していたものと思われる。明治23年6月1～21日に正田久太郎に4円、ハッ田熊太郎2円、小林村太郎1円を夫々「時かし」として融通し、同25年においても5月29日～6月27日に正田ゆうに3円、ハッ田熊太郎1円、栗原熊太郎5円を夫々「時かし」として貸付けており、貸付時期からして桑代金に充当した可能性が高い。

正田家と小作人の地主・小作関係は、小作貧農層の養蚕業と農業外収入＝桑葉仲立業等の従事により、両者間の小作料取得と納入をめぐり、二重、三重の補完手段、即ち正田家の生産＝養蚕資金（更には生活資金）の貸与と小作貧農層の借用、同家桑作経営から生ずる余剰桑葉の供給と小作養蚕経営の

桑葉補給，正田家の手作・地主経営から生ずる各種農工産物の生産・販売と小作貧農層の生産・流通面の関与などとして現われる。桑葉仲立業に限らず，1880年代特に企業勃興期において広汎な零細・小作貧農層による各種商業活動が村内において展開していることはすでに知られているところである¹¹⁰⁾。

むすび

本稿では，関東畑作地帯にある正田家の蚕糸業経営の実証分析を行った。むすびにかえて，本稿の検討内容を振り返り，是迄明らかにされることの少ない養蚕農民＝正田家の蚕糸業生産の動向とその構造の特徴を社会＝農村構造との関連において，改めて簡潔に言及することにした。

輸出向蚕種製造を中心とする製種経営を行った正田家は，明治13年を最後に蚕種（＝商品）製造を放棄・断念し，蚕糸業生産＝経営の重心を糸繭生産に置くようになる。欧州蚕種市場の縮小・衰退と欧米生糸市場の拡大・伸長——国内製糸業の発展に基づく正田家の種繭養蚕から糸繭養蚕への転換である。正田家は，春蚕を主体として明治13年より秋蚕飼育を本格的に導入し，同年に年間産繭量約10石，企業勃興期には春蚕掃立枚数10枚以上，上繭のみで100貫以上を収繭する大規模養蚕経営を行う。この養蚕規模は，高島村近隣諸村或いは先進養蚕県（＝群馬県）の代表的養蚕村の最上位グループに匹敵する。正田家の蚕糸業生産＝経営は，松方デフレ期以降産繭売却を中心とするが，それ以外に生糸及び絹織物製造・販売を併営する。絹織物に関しては，正田家は生絹，太織の製織を行い，白繭種の採用・拡大（一火力を用いた飼育法の改善の進行と略合せて）する企業勃興期より生絹にかわり斜子製織に転ずる。正田家の斜子製織は，斜子主産地＝入間地方以外に拡大していく嚆矢といえよう。桑園経営——桑葉売却も正田家の重要な収入源であった。養蚕村の確立・発展と共に桑葉市場圏は拡大・深化し，正田家の桑葉供給先は，村内を中心に増加する。村内下層・零細農民は，桑葉不足を買桑によっ

て補う養蚕経営を展開する。正田家は、一時桑葉仲買取引を行う。

正田家は、自家産繭・生糸を中心にして、地主・小作関係を基盤に村内外の下層・貧農層を巻き込んで生糸・絹織物製造に関わる諸工程、即ち出釜＝質挽き、真綿質掛け・質撚り、出機＝質機を問屋制前貸形態の家内工業として組織する。この中で、明治初期より大正期に至るまで連綿と続く太織原糸製造1工程の真綿質掛けを主軸に展開する。しかも時には「秋蚕種カコイ」や生繭蒸し＝乾繭に加えて、自家用着物（或いは羽織、袴等）などの生産過程を村内零細農及び正田家小作人に依頼する。零細耕作農民による農間期、農閑期の家計補充副業である。正田家は、同家小作人のほか村内を中心に零細耕作農民に養蚕資金、営業資金、生活資金等を融通したり、桑植え等の雇傭関係を結ぶほか、各種農産物の売買や余剰桑葉を信用取引にて供給する。就中蚕種の「輸出混乱期」から「輸出衰退期」にかけて、零細耕作農民（特に下層・零細農）の中には、正田家＝地主の手作経営を基礎として、或いは地主・小作関係を基盤として養蚕業の原料（桑葉）から製品（繭、さらに生糸・絹織物）に至る生産と販売＝流通両面に立脚する経営構造を形成する。

正田家の、1870年代後半特に明治13年のインフレ期頂における商人的性格の付与は、松方デフレ期を経て喪失する。養蚕農民として生産者の側面を維持・拡大する中で、製糸資本の蓄積基盤に組み込まれていく方向をたどるのである。

注

- 1) 綿紡績業研究に関しては優れた業績として、加藤幸三郎「綿糸紡績業の展開と在来綿織業」（『社会経済史学』第32巻第5・6号、1967年）ほか一連の研究と、泉 武夫「転換期における日本の綿業」（『専修経済学論集』第8号、1969年）ほか一連の研究がある。
- 2) 近年の研究に限っても、矢木明夫『日本近代製糸業の成立』御茶の水書房、1960年、山口和雄編著『日本産業金融史研究』〈製糸金融篇〉、東京大学出版会、1966年、江波戸 昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』古今書院、1969

年、石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年、瀧澤秀樹『日本資本主義と蚕糸業』未来社、1978年、藤井光男『戦間期日本繊維産業海外進出史の研究』ミネルヴァ書房、1987年、松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年などがある。

- 3) 梅宮 博「第一次大戦後～昭和恐慌期における信達養蚕農家の経営形態」(『東北経済』60号、1976年)、田中雅孝「大規模養蚕経営と地主制の展開過程」(『社会経済史学』第55巻第5号、1989年)、平野 綏「近代養蚕業の発展と組合製糸」東京大学出版会、1990年、長谷部 弘『市場経済の形成と地域』刀水書房、1994年、上山和雄「養蚕主業村と大規模養蚕農家の動向」(塚本学先生退官記念論文集『近世・近代の信濃社会』龍鳳書房、1995年、所収)、荒木幹雄『日本蚕糸業発達とその基盤』ミネルヴァ書房、1996年などがある。
- 4) 埼玉県に関する蚕糸業史研究は、小暮秀夫篇「児玉郡蚕種業史」文林堂活版所、1915年、関根久蔵篇「埼玉県蚕糸業史」埼玉県蚕糸業協会、1960年、新井寿郎「埼玉県の養蚕地域の変貌」(『埼玉大学紀要』社会科学篇、第12巻、1963年、杉 仁「養蚕改良結社に生きた人びと——木村九蔵と競進社」(筑波常治・菊地俊彦編『明治の群像』7、産業の開発、三一書房、1971年、所収)、平野 綏「明治後期以降埼玉県組合製糸の消長とその要因について」(『共同組合奨励研究報告』第4巻、1979年)、仁村 勉「埼玉県における蚕種製造業発達の沿革」1983年、拙稿「明治期における蚕糸業の展開と養蚕技術の改善」(『埼玉県史研究』第14号、1985年)、拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」(『社会科学年報』第31号、1997年)、拙稿「養蚕業＝耕地桑園化と零細耕作農民の動向」(『専修大学社会科学研究所月報』412号、1997年10月)などがあるものの、個別養蚕農民の蚕糸業経営を実証的に分析したものではない。上記拙稿において正田家の蚕糸業生産について若干触れているのみで、本稿において正田家の蚕糸業生産＝経営の全体的分析を試みる。但し、紙幅の関係で正田家の蚕糸業経営の分析期間を明治中期までにとどめ、明治後期以降については別稿に委ねたい。
- 5) 高島村の農業構造については、前掲拙稿「養蚕業＝耕地桑園化と零細耕作農民の動向」参照。
- 6) 明治初期～中期における正田家の土地所有高・貸付反別に関しては、同上拙稿に所載しているので、必要ならば参照願いたい。高島村村民の階層＝土地所有高は、同稿中使用の資料によっている。
- 7) 正田家の藍業経営に関しては、別稿を用意したい。

- 8) 猪谷善一「明治初年に於ける蚕種輸出」(『社会経済史学』第6巻第10号, 1937年) 186頁。
- 9) 河田文治は、中瀬村の船手(船頭)でもあり、飯塚長五郎と共に明治12年9月26日に発足した東京積荷問屋組合の船手惣代(上利根川14河岸船手577名の代表)となる(『深谷市史』追補篇, 深谷市役所, 1980年, 159~160頁)。近世中期以降、江戸と関東農村の商品流通の結節点となっていた河岸場を中心とする商品取引が活発化する——江戸地廻り経済の進展——に従って、それまで特権的河岸問屋の従属下におかれていた船持・船頭層が在郷商人と結託して直積み、直揚げなどを行う独立運輸業者として成長し、河岸問屋の特権的運輸業者としての地位を脅かす存在になっていった(丹治健蔵「利根川水運と江戸地廻り経済の展開」『埼玉史談』第31巻第4号, 1985年, 20~29頁)。この時期には、船持・船頭層の活動分野が運輸業務から商業領域に拡大していたことを示す。河田文治は、高島村に明治7年に耕地1反(地価70円)、同15年に耕地1反1畝25歩(地価32円15銭)を各所有しており、中瀬村有力農民と考えてよいであろう。
- 10) 明治15年7月9日「蚕種製造組合設立願」埼玉県立文書館所蔵文書。
- 11) 井川克彦「明治四年『蚕種三分一削減事件』について」(『横浜開港資料館紀要』第4号, 1986年) 31頁・表1参照。
- 12) 『横浜市史』第3巻上, 横浜市, 1961年, 589頁・第83表参照。
- 13) 「辛明治四年 確証記 未十月吉日」(正田善藏家文書)。
- 14) 両家は相互に資金融通を行っており、この抵当地は、正田善藏家への質入地となっていた可能性がある。
- 15) 次の史料は、横浜蚕種売込商・川喜田定兵衛からの借入金を返済した際の受領証である。

記

金百両也	五月八日可し
此り	五月八日
金拾三両ト	十月十一日迄
五口	百五十七日分
	五厘日歩

印紙④

金百拾三両ト

八錢三厘

㊤

右之通り正ニ請取申候

明治六酉

十月十一日

川喜田定兵衛㊤

正田善蔵殿

『確証記』(正田善蔵家文書)

- 16) 『明治七年甲戌 租税割付帳 十二月』高島村役場
- 17) 『明治六年 判取帳 第八月 日』(正田熊次郎家文書)。上州原産の桑品種・十文字は、武州賀美郡八日市村(現・児玉郡神川町)にて多く産出し、上・武州において八日市或いは霜潜の別称がある。
- 18) 群馬県島村の田島弥平は、その著書『養蚕新論』(明治5年、東京書肆発行)の中で、「桑苗三百坪へ六百本左右植えるをよしとす」と述べている。
- 19) 前掲『埼玉県蚕糸業史』143頁。
- 20) 持田勇次郎は、高島河岸に2軒あった問屋又は船手(船頭)ではないかと推測する。輸出商人に関しては具体的には明らかでないが、近隣でいえば血洗島村の沢沢宗助は、横浜において輸出問屋・上沢屋を営み、大規模な蚕種購入と外商への輸出を行っていた。持田勇次郎は、輸出商人の在郷仲次商人として輸出蚕種の取り纏めに従事していたのであろう。明治8年の輸出蚕種の仕切書については、前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」211～212頁・注21に掲げている。
- 21) 『辛明治四年 確証記 未十月吉日』(正田善蔵家文書)。正田家の金銭貸借に関しては、以下同史料による。
- 22) 『明治九子年 金銭出入覚帳 第1月吉日』(正田家文書)。以下同。
- 23) 荻野清吉は、明治8年に国用蚕種を中心に159枚、同14年には輸出蚕種を主体に105枚の蚕種をそれぞれ製造する村内有力製種家である。その一方で、輸出蚕種大仲買商人＝輸出商人の武川・福田両家と生産者との間の仲次商人として機能していたのであろう。荻野清吉は、残存史料で確認できる限り、明治13年に正田家と地主・小作関係にあるほか、蚕種商人として正田家と明治13年以降秋蚕種取引を行う。明治7年には正田家より干鰯・鰯粕・大麦・大豆合せて19円34銭6厘1毛を購入していたが、代金返済は滞りがちであった。
- 24) 明治9年の輸出蚕種売渡証券については、前掲拙稿「明治前期における蚕

糸業の生産構造と流通機構」212～213頁・注22に掲げている。

- 25) 高濤精蚕会社のほか後述の広産社、有志会社等について詳しくは、前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」187～192頁を参照されたい。
- 26) 河田十郎三は、中瀬村において河岸問屋を営む。また同人は、埼玉県蚕種製造組合「利根川組」(製種人員2,043名)の頭取であった。運輸・商業資本の蚕種業分野への進出が著しい。河田十郎三(嘉永元年5月4日生)は、中瀬村議会議員(明治22年4月25日～同25年4月24日)を歴任する。
- 27) 上繭だけではなく、汚染繭・薄皮繭・死籠繭等の中繭(或いは下繭)を含む可能性もある。
- 28) 生繭25貫のうち、22貫が単価2円25銭で、残り3貫が2円35銭であった。平均単価は、2円26銭2厘である。
- 29) 当地方の秋蚕=秋蚕種飼養の起源は、明治8年成塚村の川田兵治、明戸村の韭塚直衛等に始まるといわれている(前掲『埼玉県蚕糸業史』163頁)。正田家は、明治9年9月24日に生繭2升(代金1円20銭)を売却しており、秋蚕飼育は、正田家において明治13年以前に試験的に行われていたようである。
- 30) 出殻繭については、繭層歩合を生繭量の15%として算出した(水野辰五郎『蚕繭論』明文堂、1931年、536～537頁・繭層歩合表参照)。有賀久雄『養蚕学大要』養賢堂、1961年、315頁にも「古い品種では繭層歩合は14～15%位であった」と述べている。
- 31) 『埼玉県誌』下巻、埼玉県、1912年、272頁。
- 32) 明治9年の屑繭商人=屑繭売却については除外している。正田家は、同年に紅葉屋(荻埜か)安五郎(深谷町)に屑繭(代金2円80銭)・生繭2升(代金1円20銭)、岡野庄三郎(新戒村)に屑繭(代金4円)をそれぞれ売り渡していた。
- 33) 正田家では明治13年9月11日に「秋蚕糸」(34匁)を売却する。それ以前の売却生糸(7月26日～8月28日)を春蚕糸、それ以後(9月11日～10月17日)を秋蚕糸と区別した。
- 34) 生繭蒸し賃1円が総額であるか否か又その数量も不明である。この生繭蒸しは、春蚕繭を生糸・生絹用に乾繭したと思われる。明治16年の生繭蒸し賃率が「壹斗=四銭割」であることから、この賃率を適用するとこの生繭蒸し賃1円は、繭2石5斗に相当する。
- 35) 加藤宗一『日本製糸技術史』製糸技術史研究会、1976年、54頁。

- 36) 生糸売却量のうち、自家製糸と質挽き糸の各数量の区分は不明。
- 37) 前掲『埼玉県蚕糸業史』586頁。
- 38) 同上、30～34頁・「鯨井氏文久二年日記抄」参照。
- 39) 『横浜市史』資料編2（増訂版）、横浜市、1980年、6頁の生糸輸出統計参照。
- 40) 佐野 瑛『大日本蚕史（現業史）』大日本蚕史編纂事務所、1898年、133頁。
- 41) 高島村蚕業組合について詳しくは前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」31～41頁を参照されたい。
- 42) 『明治十三年辰 金銀出入覚帳 第一月吉日』（正田家文書）。
- 43) 林 玲子「関東生絹の流通構造」（『土地制度史学』第21号、1963年）56～59頁・第2表、第4表（A）参照。
- 44) 「明治二三年における本県機業の現況」（『新篇埼玉県史』資料編21、埼玉県、1982年）268頁。
- 45) $\text{真綿}225\text{目} \div \text{撚糸}300\text{目} \times 100 = 75\%$ 。
- 46) 桑葉の取引方法には、その取引機関により直接取引、仲買取引、仲立業者による取引、市場取引に区分することができる。正田家の場合、取引相手として前二者を厳密に区別することはできないが、大部分が零細取引のため養蚕農民＝桑葉消費者向けを中心としていたと考えてよいであろう。
- 47) 『明治九子年 金銀出入覚帳 第一月吉日』（正田家文書）。
- 48) 同上。
- 49) 上記桑葉購入者以外に、居村の不明な「もちや十作」がいる。
- 50) 前掲『埼玉県蚕糸業史』1,000頁。
- 51) 正田家は、明治13年11月に高島村に設立の藍玉商会社・盛業社（資本金3千円）に参画する。同家は、藍葉生産者への転換と共に同社を脱退するに至ったのであろう。
- 52) 正田家では、明治16年に明治13年同様村内の金子初太郎に生繭蒸しを6月21～23日に依頼し、25日2斗、26日1石1斗、27日1石3斗、1石3斗、1石2斗、6斗、合計5石7斗を受取る。「繭フカシチン」は「壺斗ニ四銭割」で、2円28銭（内金28銭引）を支払う。乾繭に各4日を要しており、この繭乾燥は殺蛹乾燥とみてよいであろう。乾繭5石7斗を生繭換算すると7石前後になる。これに春蚕白生繭1石4斗と生糸（秋蚕と仮定）を合計すると約9石程になる。この収繭量は、正田家の年間蚕糸販売数量を大分上回るため、次年度持ち越し分があったか、或いは売却の記録落ちがあったと考えられる。

- 53) 「青繭」は生繭表示がないため、乾繭と思われる。
- 54) 殺蛹乾燥の場合、20～30%内外の減量になるといわれている（鈴木三郎『乾燥論』明文堂、1938年、252～253頁）ことから、「青繭」を生繭換算すると3石3斗前後になり、1斗当りの単価は2円20銭前後となる。
- 55) 『埼玉県蚕業報告』勸業課、5、11～14頁参照。
- 56) 上記秋蚕種以外に、9月4日には「掛合」種2枚（代金2円）を武蔵島村の増田仙太郎を世話人として信州種屋より購入する。
- 57) 『明治廿季第四月 日 春蚕養心得簿』（正田家文書）。
- 58) 『（明治二十一年）養蚕日誌 豊玉社』（正田家文書）。
- 59) 『明治廿貳年 養蚕日記簿 才四月 日』（正田家文書）。
- 60) ピンヨ繭は、不良繭のため製糸原料とならず、紡績原料になる（井上善治郎『まゆの国』埼玉新聞社、1977年、71頁）。
- 61) 出殻繭の生繭換算は、20貫目である。「上繭白七十二枚但シ壹枚ニ付穀物壹斗貳升入」、「中繭拾三枚壹貫貳百目為換」とあり、上繭・中繭等を繭1枚＝1斗2升＝1貫200目換算した。
- 62) 正田家は明治22年の春蚕期に「切繭貳貫五百目」を製造し、「此代金九円三拾七銭」を受取る。蚕種製造家は定かでないが、正田家は種繭飼育者として「切繭飼」＝種繭生産を行う。この単価＝1貫目当り3円74銭8厘は、同年の春蚕上繭（白繭）単価3円26銭余（1貫目当り）を若干（約15%）上回る。この種繭量は、正田家産繭総量140貫目強の僅か2%弱である。蚕種製造家の委託を受けた種繭飼育は、正田家の蚕繭飼育の極一部を占めるにすぎない。正田家の「切繭飼」＝種繭生産は継続したわけではなく、その後明治28年に春蚕「種繭壹匁目」を代金「三円八十銭」にて村内の「種屋」・荒木彦八郎（曾ての養蚕伝習所・豊玉館教示員）に売却するほかは、大正期に入り原富岡製糸所配付の蚕種（＝パール）を飼育するのみである。
- 63) 古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』御茶の水書房、1963年、420～421頁・第Ⅲ－5表参照。
- 64) 前掲石井寛治『日本蚕糸業史分析』380頁・第82表、381頁・第83表参照。
- 65) 木村九蔵は、明治14年に「白玉新撰」を製出する。本蚕種の全盛時代は明治30年前後といわれ、埼玉県において蚕種生産家の半数が用いるようになったという（前掲杉 仁「養蚕改良結社に生きた人びと」108～109頁）。
- 66) 明治23年7月22日に川田近太郎母へ「秋蚕種カコイ料32銭」、同25年7月27日に「秋蚕種カコイ料5枚分40銭」をそれぞれ支出する（各年『金銀出入』

覚帳』正田家文書)。1枚80銭とすると、明治23年の秋蚕種は4枚分に相当しよう。

- 67) 『明治廿貳年 養蚕日記簿 卯四月 日』(正田家文書)。同史料に「秋蚕 繭三枚八分、玉マイ二枚」とあり、春蚕繭同様1枚=1貫200目換算した。
- 68) 『明治廿三年 養蚕日誌 四月吉日』(正田家文書)。上々繭24籠を1籠=1貫200目換算した28貫800目と上繭45貫目の合計。
- 69) 『庚明治二十三年 金銀出入覚帳 寅第一月吉日』(正田家文書)。蚕虫購入の一方で、5月9日に根岸友治(三ヶ尻村)へ「二眠裏蚕拾四籠」を渡し
ている。
- 70) 『壬明治廿五年 金銀出入覚帳 辰第一月吉祥』(正田国太郎家文書)。
- 71) 『明治廿四年 養蚕日記簿 第四月 日』(正田家文書)。
- 72) 正田家では明治20~22年に籠数を枚で数え、明治23,24年には籠数を籠で
数えていた。従って、枚=籠と考えてよいであろう。
- 73) 前掲『横浜市史』資料篇7, 94頁。
- 74) 同上, 95頁。
- 75) 正田家は、明治19年10月9,13日に秋蚕糸(210匁)と秋蚕玉糸(85匁)を
売却するが、後者の売却単価(1貫目当り18円82銭余)は、前者の約2分の
1である。
- 76) 『癸明治十六年 金銀出入覚帳 未第一月吉日』(正田熊次郎家文書)。同
史料に8月17日に「ザクリ代」(代金1円10銭)の内金65銭を支払って「預
り」、その後残金45銭を使いの「角重江渡ス」ことで代金「相済」と記してい
る。正田家では内金支払後、座繰器の性能を試して確認した上で、完済した
ものと思われる。
- 77) 『丙明治十九年 金銀出入覚帳 戌第一月吉日』(正田熊次郎家文書)。
- 78) 前掲『埼玉県蚕糸業史』30~34頁。鯨井家は大養蚕家であると共に、主に
繭問屋(熊谷町和泉屋清蔵・綿屋平兵衛など)を経由した近隣の繭商人(東
方村・上野屋正兵衛)から繭を買入れ、引子を雇入れて座繰器で糸を引かせ
ていた。文久2年に糸引賃として10両余を支出する。
- 79) 上州座繰器の発達は、丑子→軽業坐繰→手坐繰→左手坐繰→二つ取坐繰
→一つ坐繰へと推移する(前掲加藤宗一『日本製糸技術史』47~48頁)。
- 80) 鈴木 登『明治以後の本県資本主義(商工関係)発達史編』(『埼玉県商工
略史』埼玉県商工部, 1953年)123頁。川田兵治は、明治11年4月に1人繰
の小製糸器械の試験方上申書を埼玉県に提出する。内容については明らかで

ないが、足踏式製糸器の可能性もある。足踏器の発明は、明治4年に信州松代の館三郎が初めて発明し、明治10年第1回国内勲業博覧会に多数の足踏器が出品されている。当地方近傍の群馬県佐波郡伊勢崎町の石原重勝もその1人で、「踏転繰糸器」を出品する。

- 81) 安政末年～万延元年に上州座繰器を導入した長野県諏訪郡平野村では急速に座繰器の普及をみるが、手挽は自家用製糸に用いられることが多くなったといわれている。座繰器は、当時1挺1分乃至1分2朱と高値であったため、出釜取子の中にはこれを購入することは困難であったことから、製糸経営者が多数調製して各取子に貸渡することが普通であったという。〔『平野村誌』下巻、〈復刻版〉、岡谷市役所、1984年、58～63頁〕。埼玉県における座繰器の発達・普及に関する究明は、今後に残された課題である。
- 82) 前掲『地方蚕業一斑』1,208頁、1,213頁・「埼玉県下繭生糸産額表」参照。
- 83) 前掲加藤宗一『日本製糸技術史』68頁。
- 84) 明治23年『埼玉県統計書』94頁参照。
- 85) 明治廿貳年 養蚕日記簿 才四月 日』（正田家文書）。
- 86) 「丁明治三十拾年 金銀出入覚帳 酉第一月吉祥日」（正田家文書）。
- 87) その他の生糸商としては、正田家より明治19年に秋蚕玉糸85匁（代金1円60銭）を購入した二ツ小屋村（現・群馬県尾島町）の森川定五郎と明治25年に生糸1貫615目（代金52円）を買入れた細井国十郎（居住地不明）の2名である。
- 88) 「（明治二十一年） 養蚕日誌 豊玉社」（正田家文書）中に「生糸壹匁五百目カワセ金参拾八円也」と記しており、小切手若しくは為替手形（振出人不明）で生糸代金を受取っていた。小切手若しくは為替手形での蚕糸販売代金の受領は極一部であり、大部分は正金での取引である。
- 89) 前掲明治23年『埼玉県統計書』137頁。すでに明治23年に埼玉県の繅太織生産高6,040反の83.9%が秩父郡産出であった。
- 90) 『新編埼玉県史』通史編5、埼玉県、1988年、457頁。
- 91) 入間地方は、明治23年以後統計（＝『埼玉県統計書』）に表われる明治33、34年には秩父郡地方を上廻る「紬太織」の生産を行う。
- 92) 明治23年に斜子に代わり生絹の製織をみたことは、繭価の下落や生絹原料＝小繭等の産出量の多さなどの複合要因が考えられる。後者に関しては、明治20年代に入り、正田家の手作蚕種の掃立割合が次第に減少していく中で、明治23年の掃立蚕種は例外的に正田家手作種を多数使用していたこととの関

連性も否定できない。

- 93) 前掲「明治二三年における本県機業の現況」271頁。
- 94) 前掲明治23年『埼玉県統計書』137頁。
- 95) 正田家は、略各年紺屋に「染代」を支払っている。例えば明治23年9月7日に1円を支出し、同25年12月11日には太織1反(黒)のほか、縫糸(絹・木綿)・唐糸7つ(紺)・唐糸3つ(浅黄)、翌26年1月19日に絹3丈4尺(浅黄)・地糸18(紺)をそれぞれ染色に出している。絹織物の染色は、自家用にあてられていたものと思われる。
- 96) 前掲「新編埼玉県史」通史編5、458頁。
- 97) 入間地方では、斜子は都市部を中心に高機を用いて製織されることが多く、主に越生町、飯能町、滝ノ入村、水富村などで製出された斜子は、一旦飯能に集められてから八王子や東京へ移出された(同上、458～459頁)。
- 98) 前掲明治23年『埼玉県統計書』137頁。
- 99) 前掲「明治二三年における本県機業の現況」271頁。同資料には大里地方産出の斜子については記述されていない。大里地方の斜子生産は僅少の故であろう。
- 100) 正田家の斜子1疋の量目は、明治29年に300目、同30年265目各1疋について判明する。
- 101) 明治25年には、正田家はこの他に「渡辺分」として村内質掛人・倉上倉吉に真綿125目(「手間代金」31銭2厘5毛)、真綿80目(「手間代金」20銭)、真綿120目(「手間代金」36銭)を質掛けに出している。この質掛率は、「二十五割」から「三十割」である。
- 102) 正田家では明治20年代まで、史料上桑売りは春蚕桑に限定される。
- 103) 『明治廿三年 養蚕日誌 四月吉日』(正田家文書)、『庚明治二十三年 金銀出入覚帳 寅第一月吉日』(正田家文書)。
- 104) 『壬明治廿五年 金銀出入覚帳 辰第一月吉詳』(正田家文書)。
- 105) 榛沢郡における明治24、25年の桑園面積765町歩余は同18年のそれを下回る停滞・減少化傾向にあるが、産繭量は同期間に約2倍に増加する。
- 106) 渡辺勘次『養蚕学』アヅミ書房、1948年、177頁。
- 107) 第1期と第2期共に桑葉買主として現れるのは、史料上判明する限り僅かに小暮定吉と川田近太郎の2人にすぎない。この内小暮は、明治9年と23年に正田家より桑葉をそれぞれ11円25銭と12円50銭にて購入し、川田は、明治13、24年に5円(桑18束)、6円(桑10本)をそれぞれ買入れる。前者は明治

10年代後半に、後者は明治20年代中頃にそれぞれ正田家小作人となる。

- 108) 桑葉買主すべてが代金完済した訳ではない。正田家は、明治25年6月2日に村内世話人の仲介にて矢部多市郎（村内下層農）に「畑壹反五畝歩」を「此上桑代金二拾六円」で売却し、「手付金」1円を受取り、残金を「書証」とし、その後旧6月20日に5円入金となるものの、違蚕又は仲買取引による採算割れのためか年内に完済された様子はない。
- 109) 『明治廿四年 養蚕日記簿 第四月 日』（正田家文書）。
- 110) 拙稿「松方デフレ期—企業勃興期における営業者の動向」（『専修大学社会科学研究所月報』394号，1996年）。

〔付記〕

史料の閲覧に際して、故正田善衛氏に大変お世話になった。また埼玉県立文書館の方々にも便宜を受けた。記して感謝申し上げたい。